

平成19年3月27日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	13 番	井手常道
2 番	伊東茂	14 番	青木幸平
3 番	福井正	15 番	欠番
4 番	水頭喜弘	16 番	谷口良隆
5 番	橋爪敏	17 番	中島邦保
6 番	山口瑞枝	18 番	欠番
7 番	中村雄一郎	19 番	谷川清太
8 番	橋川宏彰	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	吉田正明
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照
12 番	岩吉泰彦		

2. 欠席議員

9 番 森田峰敏

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	田中義明
局長 補佐	森田利明
管理 係長	江口隆史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税	務	北	御	門	敏
福	祉	迎			和
保	険	岩	田	輝	寛
農	林	平	石	和	弘
商	工	福	岡	俊	剛
都	市	田	中	敏	男
環	境	亀	井	初	男
ま	ち	松	浦		勉
水	道	藤	家	敏	昭
会	計	山	田	次	郎
教	育	小	野	原	利
教	育	藤	田	洋	一郎
生	涯	中	川		宏
同	和	関		正	和
農	業	一	ノ	瀬	健
監	査	森		久	幸

---

平成19年3月27日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 鹿島市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第4 議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第2号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第6 議案第3号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第7 議案第4号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第8 議案第5号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第9 議案第6号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第10 議案第7号 平成19年度鹿島市水道事業会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第11 議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第12 議案第27号 鹿島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第13 議案第28号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第14 議案第29号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第15 ダム対策特別委員会の報告（委員長報告、質疑）
- 日程第16 交通体系等特別委員会の報告（委員長報告、質疑）
- 日程第17 意見書第1号 日豪EPA交渉に関する意見書（案）（質疑、討論、採決）

---

午前10時 開議

**○議長（小池幸照君）**

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中議会事務局長。

**○議会事務局長（田中義明君）**

諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件の追加提出がありました。議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その3）の目次に記載のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

**日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）**

**○議長（小池幸照君）**

それでは、日程第1. 議案の追加上程であります。

議案第30号の1議案を追加上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

皆さんおはようございます。本定例会に提案いたしました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日、追加提案いたします議案は、人事案件1件でございます。

それでは、議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の要旨を御説明いたします。

現委員、堀田洋子氏の任期が、平成19年6月30日をもって満了することに伴い、後任者として福田節子氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

**○議長（小池幸照君）**

お諮りいたします。議案第30号及び意見書第1号は、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号及び意見書第1号は、委員会付託を省略することに決しました。

**日程第2 議案第30号**

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第2．議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りいたします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第30号はこれに同意することに決しました。

### 日程第3 鹿島市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3．鹿島市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

お諮りいたします。補充員の補充の順序は指名の順序にいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

御異議ないものと認めます。よって、補充員の補充の順序は、指名の順序とすることに決しました。

選挙管理委員会委員に迎和典さん、山田義治さん、上野壽子さん、山浦清二郎さん、補充員に梶山安信さん、野副嘉美さん、諸岡文男さん、霜村久子さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました迎和典さん、山田義治さん、上野壽子さん、山浦清二郎さんを選挙管理委員会委員に、梶山安信さん、野副嘉美さん、諸岡文男さん、霜村久子さんを補充員に当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

御異議ないものと認めます。よって、ただいま議長において指名をいたしました迎和典さん、山田義治さん、上野壽子さん、山浦清二郎さんが選挙管理委員会委員に、梶山安信さん、野副嘉美さん、諸岡文男さん、霜村久さんが補充員に当選されました。

しばらくお待ちください。

ただいまから人権擁護委員候補者及び選挙管理委員会委員の紹介がありますので、出村助役の方からお願いをいたします。

**○助役（出村素明君）**

それでは、私の方から紹介をさせていただきます。

まず、人権擁護委員として推薦することに承認をいただきました福田節子様でございます。

次に、選挙管理委員会委員として再任されました迎和典様、山田義治様、上野壽子様、山浦清二郎様でございます。

それでは、まず人権擁護委員として承認いただきました福田節子様より一言ごあいさつをお願いしたいと思います。

**○人権擁護委員（福田節子君）**

ただいま御紹介いただきました福田節子でございます。

**○選挙管理委員会委員（迎 和典君）**

もう6年目になりますけれど、選挙管理委員をやっております迎でございます。出身は七浦でございます。よろしく申し上げます。

**○選挙管理委員会委員（山田義治君）**

同じく6年目ですが、若殿分の山田義治です。よろしく申し上げます。

**○選挙管理委員会委員（上野壽子君）**

上野壽子でございます。よろしくお願いいいたします。

**○選挙管理委員会委員（山浦清二郎君）**

山浦の山浦清二郎です。よろしくお願いいいたします。（拍手）

○助役（出村素明君）

どうもありがとうございました。これもちまして紹介を終わらせていただきます。

○議長（小池幸照君）

次に、去る3月13日の本会議において、各常任委員会において付託されました議案第1号から議案第7号までの平成19年度予算の審議に入ります。

日程第4 議案第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第4. 議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について、各常任委員会の審査の結果は、お手元に配付いたしております各委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

総務委員会審査報告書

平成19年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成19年度鹿島市一般会計予算について」、及び議案第6号「平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は3月15、16日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成19年3月16日

総務委員会

委員長 山口 瑞 枝

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

---

文教厚生委員会審査報告書

平成19年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成19年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、及び議案第5号「平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月15、16日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成19年3月16日

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

## 産業建設委員会審査報告書

平成19年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成19年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成19年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月19、20日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告します。

平成19年3月20日

産業建設委員会

委員長 中村 雄一郎

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

---

各委員長から各委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。まず、総務委員長山口瑞枝君。

### ○総務委員長（山口瑞枝君）

おはようございます。議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について、総務委員長の報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について、去る3月15、16日の両日にわたり、担当部課長並びに関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当部課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を申し上げます。

まず、総務課関係について。

本年度予算額582,959円で82,521千円の減となっており、これは主に人件費、退職手当等の分で、平成18年度7人、19年度3人で4人分の減である。

新規事業として、庁用車の購入及び維持管理に要する経費の中に、マイクロバス運転委託の分1,000千円を新たに追加、これはシルバー人材センターに委託する分である。ほか、庁舎管理費、市民会館費、交通対策費、職員研修費、消防費、教育費等の予算についての説明を受け、質疑を行っております。

質問 庁用車維持管理について。廃油燃料の燃費、走行上の問題点はないか。また、議長車と市長車を1台にすることについて。

答弁 今回、導入予定のBDF燃料は、燃費、走行関係については、今のところ特別問題はない。従来の軽油と同等である。



また、庁用車については、財政基盤強化によると、運転業務で市長車、議長車を1台に集約して、運転担当職員を現在の2人を1人にするという計画で、削減効果は5,000千円の見込みである。

質問 消防の火災通報システムについて。防災行政無線での発生場所の通報がわかりにくくなっているが、どういうことか。

答弁 現在、杵藤広域圏の中に5万4,000世帯があり——これは3市4町ですね。毎月5万4,000世帯の個人を登録すると、毎月の異動が500件ほどある。それを一つ一つ消防署の職員が転入、転出、転居のたびにデータを修正するため経費がかかるということで、3市4町、3,050件の出動目標物、鹿島市においては460件の出動目標物を設定している。5万4,000世帯というのがネックにあり、その異動関係でシステム変更するのに大変な時間と経費がかかるので、経費の軽減ということでシステムの変更になった。

次に、市民会館費について。

質問 市民会館の運営計画について。

答弁 市民会館の運営方向については、できるだけ延命を図っていくということで、改良、施設の改修を行う計画は今のところない。

次に、消防費について。

質問 広域圏の負担金が5,000千円減になっているが、負担金はどういう計算がなされているのか。

答弁 消防費の負担は、普通、高速、退職ということで三つに分かれた予算となっており、19年度の予算については327,376千円で、この積算費用は、総務省から示達があっており、19年度は人口1人当たり10,600円になっている。昨年度は、当初10,800円でありましたが、決算見込みでは10,600円に減額されたための補正をして、減額をしているところである。

質問 非常備消防費の中で、積載車の台数が少ないのでは。

答弁 現在、鹿島地区6地区に30部で47カ所に車庫があり、積載車は31台、耐用年数のめどを20年としている。しかし、今の財政状況では、20年をもうしばらく我慢していただくということで、21年、22年ということで、老朽化したところを優先的に使用している状況である。今のところふやすことは考えていない。

質問 常備消防の佐賀県の広域化計画の推移は。

答弁 19年度の計画の立ち上げに向けて、専門部会を18年度に立ち上げておられます。今の段階では、各市のデータ的情報を集約、消防本部の事務局の段階では情報を入手しているところで、まだ報告をするような内容まで至っておりません。常備消防の区域が30万人規模という情報のみである。

質問 防火水槽の新設の考えは。

答弁 防火水槽、防火消火栓については、基本的には100メートルに1カ所で、その条件として、住宅密集地とか道路の道幅等の基準がある。防火水槽については、基本的には土地の提供は地元ということになる。

工事費は、基準40トン以上ということで、四、五百万円の経費がかかる。消火栓については、新設の場合は500千円で土地を購入してということは計画にはない。提供があっても、必要性があれば予算措置をする。

質問 庁舎管理費の中で、庁舎の光熱費ほか経費が15,698千円であるが、光熱費の節電はどれくらいか。

答弁 光熱水費の中で、電気料、平成16年度9,390千円、17年度9,130千円、18年度はまだ未定である。灯油代は、平成16年度2,760千円、17年度3,950千円で、灯油関係については単価と連動するあらゆる部分で節電に向けた運動はしているが、実際単価等がアップしているため、経費面で実際上がっているかといったら、そうではない部分もある。

質問 交通対策費の中の駅前駐輪場整理に要する経費について。

答弁 駅前駐輪場整理に要する経費4,500千円、駐輪場の場所代として浜駅、七浦、飯田駅の借り上げ料も含まれている。また、鹿島駅前の駐輪場の整理をシルバー人材センターに委託しているその費用が286千円である。

次に、会計課について。

収入役事務を兼掌する助役の補助組織で、一般的事務以外では公金収納関係の手数料がある。主に、主要業務計画として、月例出納検査、決算審査、決算にあわせ基金運用審査、年1回全課を対象とした定期監査を実施、また年1回の財政援助団体の監査を実施しているとの説明がありました。

質問 平成18年5月から始まったコンビニ収納手数料等の利用状況は。また、口座振替手数料、郵便振替手数料、コンビニ収納手数料について。

答弁 コンビニの取扱件数は、10月末までの分で集合徴収3,920件、軽自動車税1,885件、保育料233件、住宅82件、4科目合計をいたしますと6,120件になる。

質問 収入役制度が廃止され、会計課長に新しくその職務権限が移るといことになると思われるが、従来の収入役制度と比較して、現実的な問題でいくのか、市中銀行等とのいろいろ渉外的な問題、折衝ごとと想定される問題があるのか。

答弁 収入役制度は、明治以降130年続いてきたが、三役が職務上独立した機関で担ってこられたのを、会計管理者という一般職の職員が担うようになることで心配はあるが、それが職責であるので忠実に果たしていくことになると思われる。三役の職務をそのまま引き継ぐということであり、会計予算約200億円の出納責任者であり、基金約30

億円の運用管理等の責任も会計管理者という一般職にのしかかってくるということで、現場の最終責任者として会計管理者の担う責任の重さは大変なものになるだろうという気がいたしている。

次に、企画課分について。

質問 指名審査に関する入札について。指名入札制度抽選型については、鹿島市は非常に厳しいのでは。

答弁 入札制度は、市長が5期目をスタートされ、19年度、20年度ということで指名願を今回提出されており、19年度から新たな業者さんで競争入札を行うこととなります。その際に、そのことも含めて市内の業者さんを優先するか、抽せん型の指名競争入札制度をどうするか、企画課の方から今指名審査委員会の方に提案しているところである。ただ、今官製談合があり、その指名競争入札自体が、その制度自体今見直すよう、国、県から求められておりますので、それを一般競争入札の方にするか、そこまで含めたところで現在検討しているところである。特に要望の強い抽せん型入札制度の改正については検討を進めているところである。

質問 ふるさとづくり交付金の残金と同一事業で続けて交付することがあるのか。

答弁 18年3月31日現在、残高42,335千円で、申請された事業が継続事業であれば3年間は認められる。

質問 日韓定期交流事業の中の定期交流事業の2,858千円の内容は。

答弁 報償費として、通訳等の謝礼約210千円、訪韓するときの記念品等110千円、旅費として大体9名ぐらいの予定で700千円、使用料、賃借料として、ガタリンピックに迎えたときの宿泊代として、大体10人分ぐらいで144千円、受け入れたときの日韓交流合同レセプション全体経費で1,500千円。これは実行委員会へ交付しており、フォーラム鹿島の方で受け持っていていただいている。

1,500千円はレセプションだけに使う費用でなく、ガタリンピックを開催していく中で、レセプションを含め、自然の館でも外国語大学の方との交流会等が行われている。

なお、国際化推進事業、日韓定期交流事業について、5年ぐらいの実績を、内容をそれぞれ細かく上げ、金額を上げてこの資料の提供、またこの事業の団体、規模、活動内容、それに対する補助金等の資料の提出を求められております。後日、各委員の方には、それを配付いただいております。

質問 ふるさと創生活活用事業の今後の活用は。

答弁 ふるさと創生資金の交付事業は、今までどおり人材の育成、産業の振興、文化財の保護、環境整備事業等、できるだけ制限をつけないという方向で活用をしていく。

質問 長崎本線存続運動の関係で、最近期成会の動きが見えないがどうなっているのか。

答弁 県との協議そのものは行われていない。事務レベルで何回か直接会って調整をしている。日程調整をやっている中でネックになっている確認事項との抵触の問題です。

江北町と一緒にあって、期成会と協議することがなく、地元にも期成会として話をおろしていくことができないのが現状である。

質問 周辺整備事業63,000千円について、何年度までの事業か。また、本市で予定している事業費の総額は。

答弁 周辺事業全体の終了は、大体平成24年までの部分で、辺地起債の承認をいただいた18年度から24年度までの間、7年間で使う部分で、今回63,000千円はあくまで19年度に使う部分であります。

辺地債の起債限度額が2億円という、物産館あたりの建物が1億円以内で、合計で350,000千円以内になっている。

質問 用地取得についての広さは。

答弁 一ノ瀬橋上流の用地の買い戻しは、用地、家屋補償を含め33,000千円計上している。これは、平成13年度と14年度に土地開発基金から購入されており、その買い戻しという形になる。

次に、財政課の分です。

19年度一般会計当初予算10,776,000千円を提案しており、予算総額としては平成2年当時ぐらいの予算規模となっている。地方交付税の急速な削減ということで、総額で10億円程度の削減となっている。

平成19年度当初予算段階では、地方交付税などの一般財源の落ち込みによる財源不足を想定し、繰入金で財政調整基金から250,000千円の繰り入れを計上している。この財政調整基金の取り崩しについては、今後、税収や地方交付税の状況を踏まえ、できるだけ圧縮していく方針である等の説明がありました。

質問 税収が少し好調になっているということで、18年度一般会計の補正で48,000千円増額され、最終的には295,000千円の現計予算となっている。法人税を見ると、今度の市税は、個人の市税を合わせ2,970,000千円計上されているが、地方も今から中央経済が地方に波及してという環境下にある割には、従来どおりの法人税の見込みの予算は少し緊縮財政というイメージの色合いがあるが。こういう印象を持っておるが。

答弁 全体的には税収が12.8%伸びている。法人については8.1%。法人には決算時等の見込みが立たない状況で、どうしても当初段階では予算割れをしない程度に抑えておくしかない。税収全体で30億円に乗るのではという見込みを持っているが、法人については年度末までの企業の収益、業績がどういったものになるかというがあるので、若干抑え気味に計上をしている。

次に、市民課について。

19年度の主要事業ということで、旅券発券業務が19年10月から開始される。

質問 印鑑登録、証明書、住民票の窓口が市民課だけになっているが、庁外での取り扱いについて協議をされているのか。

答弁 合併議論の段階では検討をしていたが、合併の状況が今の形になってからはない。そのあたりについては関係各課と、特に税務課等ともコンビニ収納等も実施されておりますので、状況を参考にしながら検討をしていきたい。

質問 旅券発給事務事業について、市として権限移譲をされて、県の手当も交付金額として示されているが、市として持ち出しは新たに出てこないのか。また、別途持ち出しが想定されるのか。

答弁 県から19年度に交付されている額が998,144円で、各市町村でこの事務を取り扱うための経費として考えている。旅券交付の端末機導入が504千円、県庁への毎日郵送する郵便料、年間約160千円から200千円、あと旅券発行の端末機の保守点検料が30千円から40千円、あとコピー機の使用料とか用紙代等の消耗品的なものが若干発生をする。

税務課について。

平成19年度の主な税制改正の要点は、税源移譲による住民税と所得税の増で、19年度で約230,000千円市民税を見込んでいる。また、定率減税の廃止で約40,000千円程度の影響が見込まれる。

また、65歳以上、老年者の方で、所得が1,250千円以下の非課税措置の廃止が18年度から実施されているが、平成19年度については3分の1を減額して課税する。20年度からは、この減額措置はなくなる。それで、平成19年度が約2,400千円程度の影響を見込んでいる。

来年度の税の収入は、まず市民税、個人市民税は現年の課税分として、対前年比較、当初予算で236,000千円の増で970,000千円を見込んでいる。12月にマイナス22,000千円の補正をしているので、現計予算と比べればプラス248,000千円程度になる見込みである等の説明を受け、今回、税源移譲により前年度比増額というのが多いわけで、今回住民税が上がるということを市民に周知徹底しないことには、6月の納税通知が来たときに、市民の皆さんがびっくりしてしまうというようなことがあると思うので、広報を徹底的にしてほしい旨の要望等がありました。

以上のような各課に対する質疑、答弁があり、質疑終結の後、討論、採決の結果、議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

次に、文教厚生副委員長橋爪敏君。

## ○文教厚生副委員長（橋爪 敏君）

おはようございます。文教厚生委員長の報告を、委員長にかわりまして副委員長が報告をいたします。

去る3月13日の本会議において付託されました議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算のうち、本委員会関係分につきまして、3月15日と16日の2日間にわたり委員会を開催し、教育長を初め担当部課長及び関係職員の説明を受けて慎重に審査をいたしました。その内容を報告いたします。

まず、教育委員会庶務課においては、平成19年度の予算増額の要因として、鹿島小学校の中庭、人工芝の改修や能古見小学校の大規模改造事業、それから西部中学校の施設耐力度調査事業が大きなものとなっております。

能古見小学校の大規模改造事業では、外壁、屋上の防水、水周り、電気関係、天井の張りかえ、壁の塗り直しなどの工事を長期休暇中に、授業に支障がないような形でやる予定と説明がありました。

不登校の児童・生徒の状況についての質問には、昨年度と比較すると不登校者は減っているけれども、これという原因を特定できない複合型が結構多く、無理強いはできないので、今後も学校と家庭のコンタクトを絶やささないで、ソフト面の対応を日々やっていきたいと答弁されました。

また、田澤記念館の適応教室さくらに来て改善されて学校に戻る子もあり、そこで学習をしていた生徒も今回は全員高校に合格しているので、ぜひ活用していただきたいとの話がありました。

児童奨励対策事業、いわゆる準要保護について、こういう制度があるということを保護者の方たちにお知らせすることの充実を図っていただきたいという意見に対しまして、必要とされる家庭がきちんと網羅できるような体制をつくって、広報掲載などに工夫を凝らして、お知らせを充実させたいとの答弁がありました。

遠距離通学費の補助については、従来はすべて通学距離により補助金を算出していましたが、今回の見直しで制度改正が行われました。公共交通機関の定期券を購入したら、その100%の補助金を支給し、徒歩通学や公共交通機関を使わない遠距離通学者は3割の補助金を支給することに改正されました。この見直しについては、財政難の折、最小限の削減という形で努力していきたいと委員からお礼が述べられました。

給食センターに関しては、食材の購入について、地元で栽培した野菜類を極力使ってほしいという意見が出ました。それに対して、地元でとれるものや、地元で買えるものをと努力はしているが、鹿島産だけとなると、数量の確保ができない。安いもので鹿島産があれば、鹿島産のものを中心に仕入れるようにと市場にもお願いしていますと答弁されました。

生涯学習課では、平成19年度に佐賀県で開催される高校総体の選手、監督、観客の宿泊に

ついて、どのような体制がとられているのかという質問がありました。それに対し、選手と監督と役員は、鹿島市、太良町、白石町で賄われる予定であり、鹿島市内では宿泊施設6施設が決定し、のごみふれあい楽習館に宿泊できればと検討しているところである。しかし、あとの観客の受け入れについては、県外でもお願いせざるを得ないだろうと答弁がありました。

できるだけ鹿島市内に泊まっていたらよい、祐徳門前やお寺等泊まれるところも探して、検討していただきたいと意見がありました。

同和対策課では、同和団体以外にもいろんな団体があって、全国大会や研修会があるが、財政的に非常に困難な中で財源づくりをやっているのに、同和団体への補助金支出は、やり過ぎな面があると思うとの意見に対し、同和地区のある県内の団体とも協議会や助役会の中で打ち合わせをしながら、県とも一緒になって節減の努力をしています。行政側としても、同和問題や人権問題について、まだまだ力を入れていかなければならないが、経費はなるべく節減していきたいと答弁がありました。

福祉事務所では、夜間保育や病後児保育について必要になってきていると考えるが、このことについて検討されたことがあるかという質問に対し、理想としては、夜間保育や病後時保育があった方がよいと思うが、現時点ではなかなか難しく、具体的な検討はしていないと答弁されました。

市立だから、みどり園だからこそできるという取り組みを今後考えていただきたいと意見が出されました。

保険健康課では、健康診断については受診率が低いので、できるだけ多くの市民が検診を受けられるように対策をとっていただきたい。例えば、団体の総会など、人が集まっているところで検診を受けられるようになれば、受診率の向上につながるのではないかとの意見が出され、今後検討したいと答弁がありました。

以上、委員会に付託されました議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算についてのうち、文教厚生委員会に関する分についての質疑、意見、要望が述べられました。

質疑終了後、直ちに討論を行い、反対討論がありました。反対討論では、同和事業予算などのように、公正な事業であるべきものが許せない状況にあるということや、市民生活を少しでも明るい方向に目指すという、その方向性が見られないということで、反対討論をされました。

その後、採決の結果、議案第1号の本委員会関係分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、文教厚生委員長の報告を終わります。

#### ○議長（小池幸照君）

次に、産業建設委員長中村雄一郎君。

## ○産業建設委員長（中村雄一郎君）

産業建設委員長の報告をいたします。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算についてのうち、産業建設委員会に関係する分及び議案第2号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第3号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第7号 平成19年度鹿島市水道事業会計予算について、3月19、20日の両日にわたり産業部長、建設環境部長を初め、担当課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審議しましたので、その概要を報告します。

まず、江頭建設環境部長より住宅のマスタープランについて、蟻尾山公園の整備について、道路関係については、道整備交付金を活用しながら早期完成を目指す。

環境下水道課においては、ごみの減量化、地球温暖化の防止に十分視点を置きながら取り組むこと。また、下水道事業に関しては、大字納富分地区の整備促進を図る。

まちなみ活性課関係については、18年度に国の重要伝統的建造物群に指定をされ、本格的に重伝建等まちなみ環境整備事業で取り組むという全体的な説明の後、田中都市建設課長、中島調整室長より詳細説明がありました。

都市建設課の主な事業は、地域密着型市道改修事業、側溝整備事業、辺地道路整備事業。辺地道路整備事業としては、中川内広平線の整備、主要市道整備事業として、道整備交付金事業を利用した野島鮎越線、浅浦仏谷線の改良工事、都市公園費の公園施設整備事業として、臥竜ヶ岡公園のトイレの改修などがその主なもので、質疑として、国道207号関連では、鹿島駅前の改修工事終了後に県道、市道への格下げはないのか。また、泉通小舟津の拡幅用地は確保してあるのではないのか。なぜ工事ができないのかという質問に対して、現状では改修箇所も多いので受け取れない。県と連携をとっているが、その話を聞いていないという答弁がございました。

次に、入札制度の見直しの考えはという質疑に対して、抽せん型については所期の目的を達したのではないかとということで見直しを検討している。

また、臥竜ヶ岡公園にトイレが今回水洗トイレ等で建設されるということで15,000千円が計上されているが、どんなトイレがつけられるかという問いに対して、現在のトイレの横に排水再利用処理装置を持つトイレを建設予定である。水道代がかかりにくいというリサイクルの処理装置であるという答弁がありました。

環境下水道、公共下水道関係では、亀井環境下水道課長より主要事業として、ごみの減量化におけるレジ袋の有料化とマイバッグ運動の展開、シギ、チドリ類生息地のネットワーク登録、これが5周年になるので、有明海の生態系を研究されている長崎大学と一緒に、市内イベントと合体をさせた記念イベントを開催。公共下水道関係では、浄化センターの2系列目に着手するという説明がございました。



質疑として、大字納富分地区の供用開始の時期はという問いに対して、平成22年ごろという答弁がありました。

また、レジ袋の有料化よりマイバッグを推進すべきという意見や、広域ごみ処理施設問題、EMの活用状況に対する質疑がありました。

次に、まちなみ活性課の審議に入り、松浦課長より主要事業としてのまちなみ案内板の設置、防犯灯の設置、文化財保護対策として、19年度から建物の修理にかかるということで、建物については初年度ということで3棟を計画している。酒蔵通りに2棟、それと庄金地区に1棟ということでの説明がありました。

質疑では、酒蔵通りの中で一番初めに目につくのは、市の所有物である消防車庫である。全く通りにマッチをしていない。どう考えるかという問いに対して、修景という事業があるので総務課と検討してみたいという答弁がありました。

日を改め、翌20日、産業部調整室、農林水産課、農業委員会、商工関係課関係予算の審議を行いました。山本部長より、施策の柱は定住促進対策、交流人口の活用ということで、空き家バンク制度の創設、ツーリズム活動事業の推進、中心市街地の活性化対策などの新規事業を計上している。

農林水産業関係では、新規事業として、農地・水・環境向上対策、これを新しい事業として中心に計上をしている。農業委員会は定数の見直しを行い、25人を20人に見直しを行ったという説明の後、質疑に入りました。

質疑として、中山間地の整備事業のおくれについて、鹿島市と県とどのような話し合いを持っているかという問いに対して、商工会議所で産業3団体と知事さんとの意見交換があったときには、質問に対して、知事さんが、選挙があるから確約はできないけれども、皆さん方にそっぽを向くようなことはしませんという知事の発言があったという答弁がございました。

諫早湾干拓の埋め立ての関係で、有明海のいろんなものに対する影響等について、また、広域農道の進捗については、22年度末の開通を目指しているということ。

百貫漁港の整備について。農地・水・環境保全対策では、鹿島市土地改良に事務委託をするということになっていることについて等の質疑がございました。

商工関係では、広域観光の考え方、企業誘致関係予算について、中央駐車場の借地代について、中心市街地活性化基本計画の国への申請等についての質疑がございました。

引き続き、水道課関係の審議を行い、藤家水道課長の説明の後質疑に入り、平成20年度から負担金の利息等の返還が始まると思うが、何年の償還になっているかという質疑に対して、ダム事業は完了をした。今年度、湛水試験をされているけれども、これが年度内完了はなかなか難しいということで、工期が1年延びるというような連絡を受けている。償還は20年度から始まる。ダムの水利権は55年で、負担金は償却をしていくという形になるかと思う。

その他、水道料の推移や第6次拡張事業の建設仮勘定の償却の仕方というような質疑がございました。

以上、産業建設委員会に関する議案に対しての質疑、意見、要望等が述べられ、直ちに討論、採決の結果、議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算についてのうち、本委員会関係分に関しては、全会一致で可決するものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

ただいま報告をされました議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について、討論をいたします。

もう既に皆様方も御承知のように、昨日、自民・公明両党の賛成多数で国の19年度予算が成立をしました。今回の予算は、昨年9月に発足した安倍内閣が初めて編成したのですが、予算の枠組みを決める概算要求基準は、小泉内閣のもとで7月に制定された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太方針に盛り込まれた歳出歳入一体改革の方針を踏まえたものだ聞いております。また、7月に行われる参議院議員選挙に配慮して、消費税など新たな大型負担増は選挙後に先送りされているようです。

さて、07年度予算の大きな特徴は、大企業、大資本家には大盤振る舞い、その一方で、国民にはさらに犠牲を強いる予算になっています。それは何よりも07年度の税制改正の内容にあらわれているのではないのでしょうか。

減価償却制度の見直しで7,000億円、証券優遇税制で1億円など、空前の利益を上げている大企業や巨額の配当を受けている大資本家の減税をさらに拡大する形となっています。国民全体にかかわる問題では、定率減税の廃止を初め、前年度の予算で既に決まった改悪が本格的に実施をされることになっています。

ちなみに、いろんなものが挙がっておりますが、例えば、低所得者の母子家庭に支給している児童扶養手当を来年から大幅に減らすということなど。また、生活保護を受けている母子家庭の子育てを支援する母子加算の段階的な廃止などなど、本当に許すことのできない問題が削られていくというような状況になっています。まさに、国民全体に対していろんな圧力をかけてくる、安倍内閣の07年度予算は、大企業や大資本家などの勝ち組をさらに優遇し、弱者を切り捨て、貧困と社会的格差を広げる逆立ち予算です。ただでさえ苦しい家計にさら

に追い打ちをかけ、日本経済の健全な成長を困難にするものとなっています。そのような国の予算を背景につくられた鹿島市の予算が市民にもたらすもの、結論から言いますと、まさに国の予算と同じように、増税と負担増の中で市民の暮らしをますます困難にするものになっています。

さて、19年度の鹿島市の予算総額は10,776,000千円。市長の提案理由にも述べられたとおり、極力経済節減に努めた緊縮型の予算となっています。特に収入においては、市税や所得税からの税源移譲、定率減税の廃止により大幅な増と見込まれています。特に定率減税の廃止は、市民にとっては大幅な増税をもたらすものになり、市民の負担は約40,000千円というものになっております。住民税を初め国保税の引き上げなども計画をされ、市民はますます負担増を強いられるわけです。

今年度の予算の中で、まだまだ問題が残っている部分もありますが、学童保育所を全校に広げるなど、評価すべきところもあることをまず申し上げておきたいと思います。

さて、19年度最も大きく変わるものに農業政策があると思います。これまで歴代続いてきた国の農業政策は、日本の農業、ひいては鹿島の農業を育てて、発展させるものではありませんでした。国は新たな政策を打ち出し、そのまま忠実にその政策に取り組んだ結果が、今日後継者すらいなくなるという農業の実態になったのではないのでしょうか。そのような中でも、これまでわずかな救いの手だったのは、大小にかかわらず、農業予算の性格はすべての農業者を対象にするものだったと思います。ところが、これからは一部の担い手だけを対象とするものに変更されます。つまり、品目横断的経営安定化対策の導入を柱とする農業の競争力の強化の方針です。一部の担い手以外は、農業予算の対象にしないという戦後農政の大逆転を図ったものです。その狙いは部長の答弁にもありましたように、WTO・世界貿易機関及びFTA・自由貿易協定交渉で、さらなる重要品目の関税率引き下げが行われることを前提とした、一部の担い手だけの縮小にあるわけです。

さて、この取り組みがなされれば、鹿島市の農家は小規模農家が多いわけで、多くの農家が農家としての機能をなくす、経済的にも大幅な落ち込みが生ずることは目に見えています。鹿島市にとっては基幹産業ですから、鹿島市全体の経済の落ち込みにもなっていくわけです。このような重要な問題がまさに国の政策どおりに進められようとしていることを、私は大きな不安を抱くものです。

さて、大企業は空前の利益を上げている、景気は回復傾向にあると報道されておりますが、鹿島市民の暮らしはますます落ち込む傾向にあります。いまだ就職がない、あってもパートや請負契約によるものなどにより十分な収入の保証がないばかりか、就労の期間さえ保証されない不安な中の日々の生活です。このようなときこそ、自治体が大きな役割を果たすときだと思います。まさに、今こそ福祉の充実が重要になると思います。ところが、財政難などを理由に手つかずではないのでしょうか。少子化対策はもちろんですが、乳幼児医療無料制度

の拡充は、所得の低い家庭にとってはどうしても必要なことです。しかし、必要なことを認めていながらも、それを実現できないというのが今の現状です。

また、今、学校給食の滞納問題にして、一部では、親があたかも無責任なような考え方を未納の理由に掲げるなど許せません。確かに、当事者であるPTAで未納問題を協議することはよいでしょう。しかし、収納まで責任を負わせるようなことは許せないことです。払わなくてはいけないことがわかっているにもかかわらず、払えない家庭の気持ちを考えてもらいたいところです。

今回、就学援助制度について、もっと保護者に知らせるようにするという回答もいただいておりますが、やはり困難な家庭はある程度把握できるわけですから、積極的に進めるなど、私はやってもらいたいと思います。

さて、財源がないと言いますが、ことしから新たな事業として始まろうとしている西部地区ブロックごみ処理広域化の問題です。杵藤クリーンセンターと有田、伊万里を一緒にした処理場建設に向けてスタートをしましたが、この取り組みは鹿島市がこれまで取り組んできた細部にわたるごみの分別や、ごみを少なくしようとする市民の取り組み、努力とは全く逆行するものであり、そのようなものに多くの金がつぎ込まれようとしていることです。確かに今年度は3,558千円の予算ですが、本格的な取り組みになれば、組合での取り組みになりますから、どんなに鹿島市にお金がなくても、予算をつけていかななくてはならないということになるのは当然です。

今、私たちが財政が厳しい中で考えていかななくてはならないのは、何に税金を優先させるかということではないでしょうか。むだと思われる分はしっかり抑えていくことです。例えば、JR長崎本線存続への取り組みに1,000千円の予算がついております。本来なら要らないものです。しかし、県が市民、県民の声を聞かずに、新幹線推進をやるために、鹿島にとっては仕方ないものになりましたが、これは県の責任による、本来ならむだな予算だと思えます。

ちなみに、県は新幹線推進のために、これまで13億円を使っていると聞きます。これは知事選に当たってのシンポジウムの中で出てきた意見です。

さて、私はこれまで一貫して、同和事業、それにかかわる同和予算について指摘をしてまいりました。特にこの事業については、予算の組み方や使い方、事業のあり方、許せるものではありません。

まず、団体補助金です。8世帯11人という組織数に対して、団体補助が5,160千円です。さらに、その補助金がどのように使われているかということです。二つの団体がありますが、いずれも活動は市の補助金のみで頼ったものです。ですから、いずれも支部長などの人件費や、県内はもちろん、県外などにおける研修会などの参加費用などに使われております。

いろんな負担金が出されておりますが、例えば、今回これまで続けられてきた遠距離学生

に対する通学補助など削られて、小学校1,760千円、中学校3,450千円、合計5,210千円。昨年に比べれば、小学校で300千円、中学校で1,820千円、合計2,120千円もの減になっております。支払い条件を変えたということでしょうか、これも財源を削るためのものだということは明らかです。老人クラブ活動助成が、19年には2,215千円です。同和団体の構成員からしても余りにも違い過ぎるのではないのでしょうか。

また、同和予算は全体で25,946千円の予算がありますが、例えば、その中に、県内会員交流研修会負担金として104千円あります。これは、内容を聞くと、市の職員を同和関係の研修会に参加させる費用だそうです。さらに内容を聞いて驚きました。1人13千円の8人分です。そして、その中には研修会が済んでからの懇親会の費用まで含まれているということです。それが何と昨年までは1人23千円で、宿泊しての取り組みだったといいます。私は、これは絶対に許せません。職員に同和に関連する研修が必要なら、そこまで行かずとも、市役所ですべての職員を対象にして研修会を行ったって、こんなにお金はかからないでしょう。

同和問題については、最近では、大阪や奈良市、京都市などにおいて、職員のにせ病休や公共事業の私物化、市職員による犯罪など、部落解放同盟の幹部や組織絡みの不正や不祥事が明るみに出ました。解放同盟の無法と圧力が、まだ根深く自治体行政をむしばんでいる実態を浮き彫りにしたと思います。

1970年代に、部落解放同盟の差別糾弾などを理由にし、暴力や不当な圧力に行政が屈服するという事態がありました。ひどい暴力行為を警察までもが見て見ぬふりをしました。マスコミも解放同盟を恐れて、報道もしないという状況がありました。さらに、日本共産党以外のすべての政党も屈服しました。共産党はこれまで30年、一貫してどんな暴力もタブーも恐れずに、日本社会の民主主義の根幹にかかわるものとして戦ってきました。国の同和対策が終了して5年が経過しています。既に同和行政の終結をする自治体も広がっています。今では、解放同盟自身が行政施策への依存から自立へとスローガンを掲げるようになりました。しかし、その一方、引き続き不公正な同和行政、教育に固守している自治体や、看板だけ人権に書きかえて、事実上温存、拡大する自治体もあると聞いておりますが、まさに佐賀県や鹿島市がそうでないと言えるのでしょうか。今、解放同盟のゆがみや無法さが、社会的にも明らかになり許せないという声の高まりがあります。今こそ同和行政、同和教育の完全な終結をするときです。必要な福祉問題などあれば、私がいつも指摘しているように、一般行政として取り組むことを望みます。この不公正な事実、事業の終結がなされない限り、私は基本的に大きな問題だととらえて、予算への賛同はできません。

最後になりますが、私は12月20日、昨年市内1万世帯に市民アンケートを配り、531通の回答を寄せていただいた分を集計して、市民の皆さんの願いとしてまとめて市長に直接提出をさせていただきました。御回答いただいた市民の皆様には、この場をお借りしてお礼を申し上げます。さて、それは介護保険料の引き下げや国保税の引き下げなど、15

項目に及ぶものです。市民の皆さんの必死の願いを何とか19年度予算に反映してもらいたいとの気持ちで提出をいたしました。残念なことに全く答えてもらえなかったことです。それよりも、市民の皆さんに申し訳ない気持ちでいっぱいです。既に当初予算には反映されなかったけれど、これからの取り組みの中で、市民の皆さんの願いにこたえていただくことを願って、反対の討論といたします。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

8番橋川宏彰君。

**○8番（橋川宏彰君）**

8番橋川宏彰でございます。私は、議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

市長の提案理由説明要旨の中にありますように、国の平成19年度予算は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006年を踏まえ、従来の改革努力を継続する厳しい基準を設定、引き続き歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化、効率化を実施することにより、財政収支の改善を図ることとされております。

北海道夕張市の財政破綻を例に出すまでもなく、地方公共団体を取り巻く財政状況は厳しさを増しております。そういう中で、鹿島市の平成19年度の予算編成は、第4次鹿島市総合計画基本計画に沿った市政運営を基本とし、財政基盤強化計画を着実に反映させ、実施計画と中期財政計画で予算編成され、義務的経費は人件費削減の効果で3.3%の減となっております。苦しい財政状況の中、経費の徹底した削減と効率的な財政運営を図られ、子育て支援事業など、市民へのニーズにもこたえられている予算編成がなされております。

このような観点から、私は議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算については賛成いたします。討論を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ほかにございますか。3番福井正君。

**○3番（福井 正君）**

3番福井正でございます。私は、議案第1号 平成19年度一般会計当初予算につきまして、賛成の立場で討論いたします。

総額10,776,000千円と、対前年比33,834千円の減という経費節減に努められました緊縮型の予算となっております。

歳入が地方交付税や臨時財政対策債などが減少する中、行財政改革の一環として、職員9名の減で人件費7.7%、174,766千円の節減。扶助費、物件費、維持補修費、補助金負担金を0.2%減少したことに、行財政改革への取り組みが見られると思っております。そういう財政状況の中でも、長崎本線存続運動事業への取り組み。水資源対策事業として、また観光政

策としての中木庭ダム周辺整備事業への取り組み。福祉面では、放課後学童保育の市内全小学校での取り組み。3歳から小学校入学前までの医療費半額補助。環境対策としての農地・水・環境保全向上対策事業。中心市街地活性化策としての中心市街地空き店舗利用活用事業、中心市街地活性化対策事業。定住促進策として、空き家バンク制度事業。交流人口拡大策としてのツーリズム運動推進事業など、さまざまな新規事業への取り組みがあります。また、既存の事業につきましても、市民生活にとって必要不可欠な事業であります。

よって、平成19年度一般会計当初予算につきまして賛成いたします。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

私は、議案第1号に反対の立場で討論をいたします。

昨今の当市の財政事情からして、107億円の予算規模と申しますのは、財政基盤再建途上とはいえ、平成19年度、さかのぼって十四、五年前の予算規模に下落をいたしております。市政の隆盛を示すこの一般会計のレベルが、鹿島市の19年度の力量というものを反映しているというふうに考えます。

本市の現段階におけます最も新しい国勢調査結果によりますと、合併後の県内8市において、最低レベルの若者定住率は65%に過ぎないということでございます。今後、ますます増大をしていく推測をされる、介護を初めとする各種福祉政策の充実強化を図っていく市民の願いの一方で、それを支える本市の地元産業の育成、あるいはまた、新たな工場団地の誘致に向けた施策の展開等々、過日の本会議における議論、あるいは委員会における議論を経ても明らかなように、予算が単に削る方向だけに力が注がれ、本市における活力の回復に向けた産業施策がほとんど読み取れない、そうした予算であると言わざるを得ません。

また、あわせまして、予算書119ページを見ると、民生費の中で、社会福祉費の中の繰出金に国民健康保険財政支援対策支出金、これは後に議論をされます議案第26号との関係で、国民健康保険税の27.9%に及ぶ大幅な引き上げを3カ年にわたって行わざるを得ない。その今日までのツケを一般会計より352,000千円投入することも計上をされております。議案第26号との関連から見ても、これを一般会計の審議において承認することは私はできないというふうに考えるわけでございます。

以上をもちまして、私は平成19年度の鹿島市一般会計に対する反対の討論といたします。

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第1号 平成19年度鹿島市一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。本案は各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5、議案第2号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付しております各委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

それでは、産業建設委員会の委員長報告をいたします。

先ほどの委員会報告の中で、議案第2号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、3月13日の本会議で付託をされまして、3月19日に審議をしたわけでございますが、審査経過に関しましては、先ほどの一般会計と一緒にもう皆さん方に御報告をしておりますので、結果だけ御報告をさせていただきます。

議案第2号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算については、3月19日に委員会を開催して、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第2号 平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号



○議長（小池幸照君）

次に、議案第6、議案第3号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

議案第3号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算についての審査結果の御報告を申し上げます。

福岡商工観光課長の方から谷田工業団地の概要、19年度予算についての説明の後、審査を行いました。質疑といたしましては、この問題に関しては質疑はあっておりません。

審査の結果、原案のとおり全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第3号 平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

○議長（小池幸照君）

次に、議案第7、議案第4号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生副委員長橋爪敏

君。

**○文教厚生副委員長（橋爪 敏君）**

文教厚生委員会の報告を、委員長にかわりまして副委員長が報告いたします。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第4号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、3月16日に委員会を開催し、担当部課長及び関係職員の説明を受け、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算の内容の説明を受け、直ちに質疑を行いました。

国民健康保険証は人の命綱とも言うべきものであり、保険証を取り上げて資格証明書の発行をするべきではないし、国保税の収納率のアップには決してつながらないものであると考えるが、どうかという質問がありました。それに対し、資格証明書を発行することで滞納率を下げ、収納率は上がるという考えであり、被保険者の方には御理解をいただきたいと答弁がありました。

質疑終了後、直ちに討論を行い、反対討論がありました。国民健康保険の問題について、ますます出費がふえて生活しにくくなっていくという状況を助長するような19年度予算であるということで反対討論がありました。

採決の結果、議案第4号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算については、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員長の報告を終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第4号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8、議案第5号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

文教厚生委員会審査報告書

平成19年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成19年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、及び議案第5号「平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月15、16日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成19年3月16日

文教厚生委員会

委員長 森田 峰 敏

鹿島市議会議長 小池 幸 照 様

---

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生副委員長橋爪敏君。

○文教厚生副委員長（橋爪 敏君）

文教厚生委員長の報告を委員長にかわりまして副委員長が申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第5号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算について、3月16日、担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審議をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算内容の説明を受け、直ちに質疑を行いました。

今後、後期高齢者医療制度が始まれば、国保会計と老人会計の関係がどのようになるのか。また、後期高齢者の人たちが、ますます出費がふえ、大変な状況になっていくのではないだろうかという質問がありました。

それに対し、後期高齢者医療制度ができると、75歳以上の方の医療を別立てのものとするので、国保から出している老人保健拠出金がなくなり、後期高齢者の支援金に変わります。

この制度改正は、今後、若者と高齢者の人口比率が変わっても、高齢者の方たちの医療費を支えていくための制度改正でありますという答弁がありました。

質疑終了後、直ちに討論を行い、反対討論がありました。

採決の結果、議案第5号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算については、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第5号 平成19年度鹿島市老人保健特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第5号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第9 議案第6号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9．議案第6号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について、総務委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

---

#### 総務委員会審査報告書

平成19年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成19年度鹿島市一般会計予算について」、及び議案第6号「平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は3月15、16日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成19年3月16日

総務委員会

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

議案第6号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について、総務委員長の報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第6号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について、去る3月15日に担当部課長及び関係職員の出席を求め、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当部課より説明を受け、質疑を行いました。特に質疑もなく、質疑終了後、討論、採決の結果、議案第6号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算については、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第6号 平成19年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第10。議案第7号 平成19年度鹿島市水道事業会計予算について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりでありま

す。

---

産業建設委員会審査報告書

平成19年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成19年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成19年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成19年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成19年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月19、20日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成19年3月20日

産業建設委員会

委員長 中村 雄一郎

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

---

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

**○産業建設委員長（中村雄一郎君）**

産業建設委員会の委員長報告をいたします。

去る平成19年3月13日に本会議において付託されました議案第7号 平成19年度鹿島市水道事業会計予算について、3月20日委員会を開き、審査をいたしましたので、御報告を申し上げます。

藤家水道課長の説明の後、質疑に入り、質疑の内容に関しましては、先ほど御報告をいたしましたので、省略をさせていただきます。

討論の後、採決をいたしました。賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員長の報告といたします。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第7号 平成19年度鹿島市水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

#### 日程第11 議案第26号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第11. 議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして御説明を申し上げます。

議案書その2の2ページと、それから、議案説明書その2の4ページをごらんいただきたいと思います。

なお、説明資料の4ページは差しかえをお願いいたしておりますので、差しかえ分をごらんいただきますようお願いをいたします。

それでは、しばらく時間をいただきまして、議案書の説明の前に、国民健康保険の概要につきまして、若干説明をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、国民健康保険制度は、国民の相互扶助の精神にのっとり、市町村住民を対象として、病気、けが、出産及び死亡の場合に保険給付を行う医療保険制度でございます。

我が国の医療保険制度は、昭和32年に国民皆保険計画が策定をされまして、健康保険を主軸とする被用者保険と地域を単位とする国民健康保険の二本立てで国民皆保険計画を推進するということになりまして、昭和36年4月からすべての市町村が国保事業を行うことになっております。これによりまして、国民が何らかの医療保険の制度の対象になるということが確立をしたわけでございます。そういうことで、今日に至ったわけでございます。

国民健康保険は、この間、人口構造の変化等から数次の制度改正を重ねながら、今日、国民の健康を守る最も身近な社会保障制度として、市民の皆さんに広く、深く浸透をしているところでございます。

次に、国民健康保険の運営方法について御説明を申し上げます。

市町村が運営します国民健康保険の運営に係る会計は、一般会計とは別に特別会計を設け管理するということになっております。

支出の主なものを申し上げますと、まず、被保険者の方々が医療機関で治療を受けられた

場合に国保会計から医療機関にお支払いする医療費に係る保険給付費、40歳以上65歳未満の介護保険2号被保険者に係る介護納付金、老人保健への拠出金、国保の運営に要する職員の人件費等の総務費、それから、被保険者の人間ドックや鍼灸に対する助成等の保健事業に要する経費がございます。

これらを賄う財源といたしましては、国庫負担金、国庫補助金、一定のルールのもとに一般会計から国保会計へ繰り入れをされる一般会計の繰入金。

なお、職員の人件費等の総務費につきましては、すべて一般会計の方から繰入金という形で賄われるということになります。さらに、退職者の保険給付の費用として、社会保険診療報酬基金から交付されます療養給付費交付金及び国民健康保険税がその主な財源ということになっております。

なお、保険税で賄うべき収入額は、大まかに言いますと、支出の総額から、先ほどの国庫負担金、国庫補助金、一般会計繰入金及び療養給付費交付金を差し引いた残額を国民健康保険税で賄うということになっております。

これらの財源構成等につきましては、国民健康保険法、地方税法、地方交付税法等の国の法律によって定められております。市町村が法律の枠を越えて財源構成を変えるということとはできないということに仕組み上はなっております。特に昨今の地方財政の劣化や北海道夕張市の財政破綻等を契機に、今国会には、これまでの地方財政再建促進特別措置法にかえて、これを強化した地方自治体の財政健全化法案が提出される予定になっております。この法案が成立をいたしますと、これまで以上に自治体の財政運営が厳しく問われるということになっていくことが予測されるところでございます。

このような中で、本市の国民健康保険特別会計では、保険税で賄う財源が平成18年度末で350,000千円程度不足すると見込んでおります。すなわち、18年度末で350,000千円程度の赤字になる見込みでございます。

この赤字の要因は、一つとして、平成15年からの地方税法改正により、事業専従者の取り扱いが、それまでは事業所の所得として保険税の課税所得とされておりましたが、15年からは、専従者自身の給与所得として保険税の課税所得として取り扱われるということになったために、給与所得控除額と事業専従者個々人の保険税課税基礎控除額、現行330千円ですが、この分が保険税の課税所得から除外されるということになっております。そのことは事業専従者を有する自営業者さんの保険税の減税という形になっております。保険税の減収という形でもあります。この影響額は、平成15年から18年度までの累計で総額223,000千円程度になっております。これは先ほどの18年度末の赤字見込み額の63%に相当いたします。

また、赤字要因の2点目として、同期間中——15年以降ですね——期間中の介護保険費用の増加に伴いまして、国民健康保険会計が負担する2号被保険者に係る介護納付金が負担増によって73,400千円ほど不足をいたしております。



こういう地方税法の改正による減収、あるいは介護納付金の不足が、税法の改正時、あるいは介護保険料の改定時等に、それに見合う保険税の税率の見直しを行うべきでありましたが、平成16年度当初で約132,600千円の国民健康保険基金を有していたことなどから、改定を見送ったという経過がございます。

また、平成17年12月市議会定例会でお願いをいたした平成18年度からの税率改定は、応能応益割のバランスが崩れていたために、この部分の解消が改定の主な目的でございまして、抜本的な赤字解消策にはならない緊急避難的な税率改定となっております。

今回、改定をお願いするのは、先ほど申し上げましたが、平成18年度末で累積赤字が350,000千円程度に達するという見込みであること、また、今回見直しを見送れば、19年度以降、3カ年見通しで毎年度2億円程度の赤字が累増する見込みでございます。

このようなことで、ことし1月に国民健康保険運営協議会に税率の改定案、3案、すなわち収支均衡案、それから、3年間で累積赤字の半額を解消する案、累積赤字の全額を3年間で解消する案、この3案を諮問したところでございます。その結果、最近の市民生活、あるいは市内産業の景況等を考慮し、平成18年度までの累積赤字分は今回の税率改定には反映させず、今後の国保運営が支障を来さないよう、平成19年度以降の収支を均衡させる税率改定の答申をいただいたということになりました。

この答申を受け、今回、議会に御審議をお願いいたしております改定案は、向こう3カ年で収支を均衡させる改定率ということで御提案をいたしております。改定率は、医療、介護あわせて加重平均で27.9%の改定率ということになっております。

なお、お示しいたしております改定案は、急激な負担増を緩和するために、平成19年度から平成21年度まで段階的に税率アップをお願いする案となっております。

また、今回の改定案には、平成20年度から施行されます後期高齢者医療制度で国保会計が負担する予定になっている医療保険者支援金がどの程度になるか、現時点では不明でございます。したがって、これまでの老人保健拠出金程度になるという前提のもとで改定案をつくっております。

さらに、この制度施行によって、国保の全被保険者の4分の1ぐらいに当たります3,400人から3,500人程度が後期高齢者医療制度の被保険者へ移行することになりますが、移行時点での後期高齢者の所得状況次第では、保険税の応能応益割の原則50対50という比率がございませうけれども、これの見直しをする必要が出てくる可能性もあるということを申し添えさせていただきます。

それでは、議案書の中身につきまして説明をいたします。

先ほどの議案書と、それから、資料をちょっと見ていただきたいと思います。資料の中に国保税税率改定経過表というのがあると思います。その分の表の見方について最初に説明を申し上げます。（「何ページですか」と呼ぶ者あり）議案資料のその2の差しかえ分の4ペ

ージのところでは。3月15日付市議会定例会議案説明資料その2の一部の差しかえについてということをお願いをいたしておりますけれども、それに添付してある分です。よろしいでしょうか。国保税率改定経過表。（「4ページね」と呼ぶ者あり）4ページです。よろしいですか。

表の枠の中の最初の段の左端に区分欄がございます。現行の国保税は医療に係る税と介護納付金に係る税の二つで構成をされております。それぞれ応能割としての所得割と、応益割としての均等割と平等割があります。区分欄にはそのことを表示いたしております。下の方ですね。

次に、説明の順序という欄がございますけれども、ここの番号は改正条文の本則、附則3項、附則4項の条文の中での記述順序を示しております。条文の説明をするときは、この順番に従って説明をするということになります。

次に、保険税条例適用条項欄は、説明順序の1番で説明をいたしますと、医療分の所得割の税率は保険税条例の第3条第1項に規定をされているということであらわしております。現行10%の税率を平成19年度は11.1%に、平成20年度においては12.1%に、平成21年度には13.2%にというふうに改定をしていただくというふうに、この表を見ていただければと思います。

次に、軽減区分と、欄を見ていただきたいと思っておりますけれども、そこに通常、7割、5割、2割というような区分がございます。この部分を説明順序の2番で説明いたしますと、医療分の均等割の税率は保険税条例の第4条に規定をされており、通常——これ10割ですね——通常の税率は現行で22,600円で、これを19年度は25千円に、20年度は27,300円に、21年度からは29,800円にと、段階的に改定をさせていただくということでございます。また、7割、5割、2割の段の額は、平成21年度、本則欄、一番右の方ですね、欄で説明いたしますと、医療分の均等割の税率は通常の税率は29,800円ですが、7割軽減の段には、この29,800円から減額される20,860円というのを示しております。この場合、実際に被保険者1人当たりに課税される均等割の税額は29,800円から20,860円を減額した8,940円というふうになります。以下、そのようにごらんいただければというふうに思います。

議案書の2ページの説明に移ります。議案書の2ページをごらんください。条文の説明を行います。

鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

鹿島市国民健康保険税条例の一部を次のように改正をする。この次の第3条第1項のところですね。これが経過表の平成21年度、本則部分でございます。経過表が現行と21年度と対比をするような形で説明を申し上げます。

第3条第1項中「100分の10.0」を「100分の13.2」に改める。

第4条中「2万2,600円」を「2万9,800円」に改める。

第5条中「3万3,300円」を「4万3,900円」に改める。

第6条中「100分の1.00」を「100分の2.35」に改める。

第7条中「6,100円」を「1万4,300円」に改める。

第7条の2中「3,700円」を「8,600円」に改める。

第13条第1項第1号ア中「1万5,820円」を「2万860円」に改め、同号イ中「2万3,310円」を「3万730円」に改め、同号ウ中「4,200円」を「1万10円」に改め、同号エ中「2,500円」を「6,020円」に改め、同項第2号ア中「1万1,300円」を「1万4,900円」に改め、同号イ中「1万6,650円」を「2万1,950円」に改め、同号ウ中「3,000円」を「7,150円」に改め、同号エ中「1,800円」を「4,300円」に改め、同項第3号ア中「4,520円」を「5,960円」に改め、同号イ中「6,660円」を「8,780円」に改め、同号ウ中「1,200円」を「2,860円」に改め、同号エ中「700円」を「1,720円」に改める。これが本則部分です。経過表の本則部分。

附則ですけれども、施行期日、この条例は平成19年4月1日から施行いたします。

適用区分ですけれども、2項のところでは、改正後の鹿島市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に、3ページでございますけれども、この部分が先ほどの経過表の平成19年度附則3項の部分に当たります。

平成19年度分における国民健康保険税の課税の特例。平成19年度分の国民健康保険税に限り、新条例の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、第3条第1項中「100分の13.2」とあるのは「100分の11.1」、第4条中「2万9,800円」とあるのは「2万5,000円」、第5条中「4万3,900円」とあるのは「3万6,900円」と、第6条中「100分の2.35」とあるのは「100分の1.33」と、第7条中「1万4,300円」とあるのは「8,100円」と、第7条の2中「8,600円」とあるのは「4,900円」と、第13条第1項第1号ア中「2万860円」とあるのは「1万7,500円」と、同号イ中「3万730円」とあるのは「2万5,830円」と、同号ウ中「1万10円」とあるのは「5,670円」と、同号エ中「6,020円」とあるのは「3,430円」と、同項第2号ア中「1万4,900円」とあるのは「1万2,500円」と、同号イ中「2万1,950円」とあるのは「1万8,450円」と、同号ウ中「7,150円」とあるのは「4,050円」と、同号エ中「4,300円」とあるのは「2,450円」と、同項第3号中「5,960円」とあるのは「5,000円」と、同号イ中「8,780円」とあるのは「7,380円」と、同号ウ中「2,860円」とあるのは「1,620円」と、同号エ中「1,720円」とあるのは「980円」とするということでございます。19年度はこういう税率で課税をさせていただくということでございます。

次に、20年度分における国民健康保険税の課税の特例でございますけれども、これは経過表の平成20年の附則の4項部分でございます。4項、平成20年度分の国民健康保険税に限り、

新条例の規定の適用については、第2項の規定にかかわらず、第3条第1項中「100分の13.2」とあるのは「100分の12.1」と、第4条中「2万9,800円」とあるのは「2万7,300円」と、第5条中「4万3,900円」とあるのは「4万200円」と、第6条中「100分の2.35」とあるのは「100分の1.76」と、第7条中「1万4,300円」とあるのは「1万700円」と、第7条の2中「8,600円」とあるのは「6,500円」と、第13条第1項第1号ア中「2万860円」とあるのは「1万9,110円」と、同号イ中「3万730円」とあるのは「2万8,140円」と、同号ウ中「1万10円」とあるのは「7,490円」と、同号エ中「6,020円」とあるのは「4,550円」と、同項第2号ア中「1万4,900円」とあるのは「1万3,650円」と、同号イ中「2万1,950円」とあるのは「2万100円」と、同号ウ中「7,150円」とあるのは「5,350円」と、同号エ中「4,300円」とあるのは「3,250円」と、同項第3号ア中「5,960円」とあるのは「5,460円」と、同号イ中「8,780円」とあるのは「8,040円」と、同号ウ中「2,860円」とあるのは「2,140円」と、同号エ中「1,720円」とあるのは「1,300円」というふうにするということです。20年度はこういう税率で賦課をさせていただくということでございます。

以上で説明を終わりますけれども、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

午前中はこれにて休憩します。

なお、午後の会議を1時10分より再開します。

午後0時10分 休憩

午後1時9分 再開

**○議長（小池幸照君）**

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

1番徳村博紀君。

**○1番（徳村博紀君）**

1番徳村でございます。議案第26号の鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

先日、全員協議会の中でも資料をいただきまして、この中で何点か質問をさせていただきます。

今回の条例の一部の改正ということでございますが、これは単純に値上げということでございますが、これは一、二年ぐらい前からこういう状況というのは予想されたと思うんですが、なぜその時期から実施をされようとしなかったのか、お伺いします。

**○議長（小池幸照君）**

坂本市民部長。

**○市民部長（坂本博昭君）**

1 番徳村議員の御質問にお答えしたいと思います。

国保財政については、一、二年前から赤字が予想されたけれども、なぜその時点で値上げをされなかったかという御質問でございますが、これ先ほど担当課長、保険健康課長が提案理由の中で説明をいたしましたように、まず、国民健康保険税につきましては、平成9年度に改定をいたしまして、それ以来17年度まで据え置きのままでございます。平成16年度の当初までは国保の基金が約132,600千円程度ございました。しかし、医療給付費の増高等で16年度の決算においては、基金のほとんどを繰り入れするということになり、さらには17年度は大幅な赤字が見込まれるということになり、そこで、基金がある間はなるべく住民負担をふやしたくないということで税率の改定を見送ってございましたけれども、税のバランスがございまして、応能と応益の割合についても崩れておりましたので、平成17年度に国保運営協議会に国保財政の財源不足の解消と応能応益割合の平準化に向け、税率改定を諮問いたしました。この中で、当時の低迷いたしておりました景気動向、それに市民生活の状況等を考えますと、一挙に赤字を解消するまでの税率改定はなかなか難しいと。それでまた、国におきましては、医療制度改革等も協議をされておまして、医療費の推移なども不透明でございました。そういった中で、まずは、保険税率の平準化を優先しようということで、税率改定の答申がございました。そこで、昨年17年の12月議会で国保条例改正を提案いたしました。そして、議決をいただいた次第でございます。そうした中で、本年度18年度も大幅な赤字が見込まれるということで、国保運営協議会に諮問をいたしまして、そして、その答申を受けて今回の税率改定の議案を御提案しているような次第でございます。

ということで、基金がございましたし、いろんな景気動向見ながら、そこで勘案をいたしまして、今の状況になったということでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

今回の国民健康保険税の値上げということで、市民の皆さんが一番聞きたいのは、値上げをする前に何か努力をされたのかということだろうと思っておりますけれども、これについてはどうですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど部長の方が申しましたように、鹿島市は9年間値上げをせずに頑張ってきました。したがって、その結果、県内でも有数の国保料が安いという市で今まで頑張ってきました。基金が、いわゆる積立金があった段階で、今から2年ぐらい前には予測は我々はし

ておりましたが、やはり基金がある段階でさらに値上げというのはなかなか私自身も言い出しにくかった。やっぱり私自身も値上げをしたくないですからね。そういうことで頑張ってきましたが、17年度にとうとう基金を使い果たして赤字が出たと。そこで、値上げをお願いするべきでありましたが、御存じのように、昨年は応能応益割の改定の方が優先せざるを得なかった。これは昨年、説明していたと思います。本当はまだ値上げをしなければいけません、今回は急激な値上げということになりますので、今回見送りますということも皆様方に説明はしていたと思います。

そういうことで、まず、努力をしたかということではありますが、医療費については、県内の10市でも鹿島市は1人当たり安い方です。安い方です。ですから、医療費の高騰というものは、ほかの市との比較で言いますと、抑えることができている、そういう意味での総合政策としての努力は、これは効果があっているというふうに見るべきだと、見ていただきたいというふうに思います。

そういう中でですが、ほかの市との比較であります、基本的に医療費がどんどんどんどん増嵩をしていっています。これ県内全部そうです。18年度の県内の国保財政の9割は県内の市町村は赤字だと、これはもう県の方から聞いておりますが、そういうふうな状況で、今、非常に医療費が増嵩している。この医療費を国保税で賄うわけですが、まず、収入のところで課長の方から提案のときに説明いたしましたように、収入というのは、まず、国から補助がありますね。それから、社会保険等からの交付金もあります。そして、市の一般会計からも出します。これはルールどおりです。全体がこれだけだから、国からは何%、このうち市からは何%、それから社会保険から何%、これはもう法律によって決められているわけですね。したがって、医療費が高くなるということは、それに伴ってルールどおりのいわば交付とか、補助がありますので、国とか、市からとか、社会保険からですね。これはその率によって上がっていきます、当然、収入は。あと残りは国民健康保険の被保険者の国保税ですよね。これもその率に伴って上がっていかにかんわいですね。それを今回お願いしているということなんです。

したがって、ほかに上げる何かお金の持っているところがあれば、この被保険者が払う国保税というのは上げなくて済むわけですけど、これはもう医療費が上がったら、国の出す分もふえる、市の出す分もふえる、社会保険からの交付金もふえる、一定の。被保険者からも同じ率で上げていただいて、おいただきをします。こういう構造になっておりますので、私たちは努力というものは、医療費が高騰をしないような努力も、先ほど言いましたように、県内のほかに比べると非常に努力をして効果が出ておりますし、あとはほかに方策があればよいわけですが、一般会計からの繰り入れというのは原則できません。この前の全員協議会の際にも説明をいたしました、国保税以外の国保加入者以外の一般の市民の納税者、この人たちの税金をこの国保税に投入していいかと。社会保険にかたっている人は、おどん関

係なか、社会保険の方にも援助してくいろさと、こういう理屈にもなりますので、やはりここは、あと残る分は国保税の被保険者をお願いをするしかない、こういうことになります。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

先ほど課長の説明と市長の答弁の中でもありましたけれども、この国民健康保険の特別会計の中に市の税金を繰り入れることができないと、システム上そういうふうになっているということを説明いただきましたけれども、平成17年度の決算では2億円弱の黒字が出ているというふうに私は見たんですけども、平成17年度の3月決算、2億二、三千万円ぐらい黒字が出ていたと思うんですけども、これは国民健康保険税ですよ。その2億円弱の黒字が出ている中で繰り入れができないということであれば、例えば、老人に対しての予防ですかね、介護予防とか、予防医学とか、そういったことを推進することによって、歳出を削減できるんじゃないかという気がいたしますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

一般会計の黒字は出ております。しかし、それを国保だけに回すとかなんとかという総合的な政策として医療費がふえるのを防ぐと。これは先ほど言いましたように、いろんな政策を今、市は通常やっています。そういう中で医療費を抑えることができているんですね。ほかの市との比較で言いますと。県内10市でも安い方から何番目かというふうなレベルですので、そういう政策的なものはちゃんとやりながら、その効果が出ているというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1 番（徳村博紀君）

それでは、次に、段階的に値上げをしていくという説明がございましたけれども、これは平成19年から平成21年まで3年間で現状を維持するための値上げということですかね。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今回の改定案は、平成19年度から21年度までの3年間で収支が均衡するような改定案ということでございます。

○議長（小池幸照君）

1 番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

それでは、今、累積赤字が350,000千円ぐらいあるということを説明いただきましたけれども、この350,000千円の解消というのは平成22年から行われるということですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

平成22年以降に具体的に結論を出さなければいけないと思っております。ただ、現段階で、先ほど説明いたしましたように、一般的なやり方として、赤字を一般会計から補てんすることはできませんというふうに申しました。このことと一見矛盾するようですが、やはり私たちが2年ばかり料金改定を提案するのがおくれたことによって350,000千円というのは赤字が出ております。しかし、その裏には国保の被保険者は350,000千円分払わんでよかったわけですたいね、安うしてよかったわけです。だから、この取り扱いにつきましては、22年以降に検討したい。そして、やはり国保の被保険者はこれを一般会計から繰り入れると、繰り入れて赤字を解消するということになると、国保の被保険者は喜ばれるでしょうけど、国保にかたっていない人たち、この市民の方、あるいは納税者の方、この人たちの意見というものを十分私も把握をする必要があると思うんですね。ただ、今、これだけの値上げをお願いして、さらに累積している赤字分までとなりますと、相当高額なものになります。したがって、それについては一般会計から繰り入れできるかどうかということについて今後私も検討していかなければならないというふうに思っています。

○議長（小池幸照君）

1番徳村博紀君。

○1番（徳村博紀君）

この国民健康保険制度の中には、出産育児一時金とか、乳幼児医療の助成金が含まれていると思います。昨年の後半ぐらいまでには出産育児一時金が300千円から350千円、そして、乳幼児医療費も半額を助成していただいているという非常に乳幼児を抱える家庭にとってはありがたい制度が整ってきたわけですが、そういう中で今回、こういった値上げということになりますと、非常に残念な部分がありますけれども、その点について子供たちの政策が若干後退するような気がいたしますけれども、その点についてはどうなんですか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

ただいまの御質問は、今回の改定と（「国民健康保険税の中身ですよ。その乳幼児医療費とか含まれているわけでしょう」と呼ぶ者あり）はい、そうですね。（「そしたら、全体的に国民健康保険税を値上げするということになる」と、ここで我々が得をした部分を保険税と



してまた賦課をされると、結局、得したことになるんです」と呼ぶ者あり) 乳幼児医療分については、これは政策として鹿島市がやるわけですね。それで、それが一たんは国保会計から出ますけれども、その分は一般会計の方から補てんがあるという形になります。それは繰入金の中に一部それが入っております。

それから、出産一時金についても、これは基本的に国保が持つのは全体の3分の1でございます。3分の1を保険税で賄う。3分の2はルールとして一般会計の方から入ってくると、繰入金という形になります。

○議長(小池幸照君)

桑原市長。

○市長(桑原允彦君)

御心配されている意味はよくわかりました。ただ、それは先ほど課長が説明しましたように、市の政策として単独で3歳児から就学前までは医療費を半額を、市の政策としてやりますね。これは国保税の計算には入れておりません。別にこれはやると。会計上は一般会計から国保会計の方に入れます。後ですね。そういうふうなことです。これとは関係ありません。したがって、こうして医療費を半額助成しても、国保税は上ぐっぎ同じことやっかということにはなりません。

○議長(小池幸照君)

1番徳村博紀君。

○1番(徳村博紀君)

先日いただきました資料の中に、モデルケースとして夫婦2人と子供2人の普通世帯のケースで、これは所得の問題もありますけれども、2,000千円から3,000千円の所得の世帯で年間に約80千円ぐらいの値上げになるというふうな試算がされておりましたけれども、そうですね。こういったことも段階的に上げて、結局、値上げは値上げということで私は賛成しかねるんですけれども、確かに財政状況が厳しい中で、こういったことはあり得るんだろうと思いますけれども、先日いただきました資料の中にも、50、60、70代、非常に高齢者の方々の医療費がふえているというの、これ事実でございます。こういった中で値上げをせざるを得ないという現状はあると思いますけれども、私は非常にこのことについてはちょっと残念な気分ではありません。私は反対討論はいたしませんけれども、この議案については反対という立場で添えて質問を終わります。

○議長(小池幸照君)

桑原市長。

○市長(桑原允彦君)

私は冒頭の答弁でお答えいたしました。この国保会計の構造上の問題で国保税を値上げせざるを得ない。これはもう御理解していただきますね。これ反対ということになりますと、

じゃ、ほかに具体的にどうすればいいんですかということ、その提案をやっぱりしていただきたいと思うんですね。ほかから持ってきようがないわけですからね。ぜひそのことについてもよろしく願いいたしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

4番水頭でございます。何点か質問をしていきたいと思ひます。

まず最初ですけど、今さっき徳村議員の中でも言われて重複かもしれないんですけど、この表をいただいた全協の別冊ですね、この資料の中の3ページにいろいろと説明をされています。その中で平成16年度に基金が底をついているわけですね。この平成16年度の基金が底をついていると、これはもう当然、数字のあれで、わかっておられたわけですよ。その前に何か手を、段階的に今上げるといふことで説明が執行部の方からあったんですけども、そのときに何か試算かなんか、大体されたんですかね、どのようにして将来の動向というんですか、ここの17年、18年、大体ここに数字が出てきているんですけども、そのとき何か市長は担当課かなんかに計算をちょっとされたのか、それとも、そのままじいっとされていたのか。多分担当課の方で試算を、どれくらい上がるという予測をされたんじゃないかと思うんですけど、それに対してどうでしょうかね。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

水頭議員の御質問にお答えをいたします。

16年度の末で基金が底をついているということですね。さっきも徳村議員にもお答えをいたしました。16年度の末、決算時点では底をつくような結果になっておりますが、16年度当初はまだ130,000千円ほどの基金はあったわけです。16年度の当初予算編成時点ではですね。それで、16年度経過をいたしまして、そして、ここを見てもらえればわかりましたが、医療費とか相当17年、18年増額になっております。この医療費の増嵩はなかなか明確に定めるのが難しいものでございます。例えば、インフルエンザ等が発生いたしますと、一挙に10,000千円単位で医療費が増額するというふうなこともございますし、なかなか先をつかむのは難しい面はございますが、16年度決算を受けまして赤字が出たということで、17年度の国保運営協議会に諮問をいたしまして、そして、まだまだこの赤字解消まで至らんけれども、税率を改正しようということ。試算はいたして、そして、庁議等も諮りながら検討いたしました。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

医療費の動向はいろいろ、今の説明では、将来的にはなかなかわからないというんですけども、逆に将来の動向としてもこの数字を見ていけば、かなり上がってくるという可能性はもう十分に考えられたと僕は思うわけです。そういう中で、要するに僕が言いたいのは、そのときに何か将来の上がるということを見通しされて何か計算なんかされたんじゃないかと僕は思うわけですよ。それを今お聞きしているわけですよ。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

何回も申しますように、少しでも基金がある、そのときに値上げをお願いするというのは非常に心苦しいんです、提案する側から言ったら。先ほど言いましたように、この16年でまだ基金ありますね。これ16年度末の結果がこれですからね。実際は16年度末にはこれわかっていないんです。16年度の決算をして、そして、初めてこれぐらいしか残っていないということが計算で出るわけですよ。そうすると、もう17年度の値上げというのは難しいですよ。16年度にお願いせにゃいかんわけですから。例えば、16年度の3月議会で、ですから、17年3月ですたいね——にお願いせにゃいかんわけですけど、まだ基金プラスなんですよ。そうしますと、その年度には値上げはお願いはしにくかったと。結果、今度は17年度の決算をしてみたら、180,000千円の赤字が数字として目の前出てきますね。そこで、私としてやっぱりこういう赤字がはっきりしているんですよというお願いをしたいということで内部でもいろいろ議論をしました。しかし、その中で応能応益割が不均衡になっていると。50対50から非常に乖離をしてしまっていると。これだけ離れ過ぎると、ペナルティーがかかりますと。説明しましたね、20,000千円とか、30,000千円とか。そういうことがその段階で判明しましたので、実際は去年の今、ちょうど1年前に今お願いしている分を料率アップお願いしなかったんですが、応能応益割の方をペナルティーを解消するために優先せざるを得なかったと。その応能応益割を是正して、しかも、私たちが計算上、赤字になりますから、それも上乘せしてくださいということになれば、非常に大きな料率アップになりますね。それは去年説明したと思います。

そういうことでありますので、ポイントは16年となっておりますが、これは17年になってからしかこの金額は判明しないと。17年度にはもうお願いできないということですので、我々はそういう経過をたどって、一見おくれたようですけど、赤字がはっきりわかってからのお願いということでもあります。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

それで、率直に言いまして、標準世帯で大体どれくらいぐらい今度は、今の課長が説明された中で、平成19年、20年、21年と段階的に倍率を上げられると、今説明されたんですけど、大体標準世帯でどれくらいの上昇で上がっていくんですかね、そこだけお聞きします。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

4人家族の場合ですね。夫婦と子供さん2人、子供さんは18歳未満の学生さんという設定のもとで、普通世帯ですね。所得が1,750千円の場合、現行が医療分、介護分あわせて、295,800円でございます。それで、これが19年度になりますと、334,400円というふうになります。これは普通世帯ですね。それから、7割の軽減世帯で見ますと、現行42,100円、この場合は所得が300千円という設定です。家族構成は変わりません。42,100円と。これが改定後は47,300円ということに、5,200円の増ということになります。これが現行から19年度です。

それから、今の例で19年度から20年度と比較をいたしますと、普通世帯で、先ほどの19年度の額が334,400円というふうに御説明を申し上げましたけれども、これが20年度は374千円というふうになります。それで、7割の軽減世帯は47,300円、先ほどの47,300円ということになりましたけれども、これが53,100円というふうになってまいります。

それから、20年から21年でございますけれども、20年が374千円が421千円、これが普通世帯でございます。それから、7割の軽減世帯ですと、53,100円が60千円ちょうどという形になってまいります。

以上です。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほどの徳村議員の御質問も、それから、水頭議員の御質問も、もっと早う値上げばしとつぎ、こぎゃん上げっじよかったじゃなかかというニュアンスがどうもあるように思いますが、そうじゃないんですよ。もっと早う上げとつぎよかった分について、上げとつぎ、赤字の累積分がそれなんです。でしょう。例えば、2年前に料率をアップしとつぎ、累積赤字分がなかったということなんです。今回の値上げの分は単年度、去年とか、おととしの赤字が出た分は全然関係なく、単年度、今の現状の収入と支出のアンバランスを解消させてくださいと言っただけなんです。だから、2年前、上げとつぎよかったとかなんとかということとはまた別というふうに、そのあたりを御理解いただきたいと思っております。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

いろいろ説明を市長もされていますけれども、ここの中で僕がびっくりしたのは、11ページを見てください。これです。別冊の11ページですね。ここの中に医療分と介護分ということで、ここにお示しされているんですけど、ここの中で見よったら、この医療もしかり、この介護、現行が6,100円、ちょっとこれわからないから言っているから、後で説明してください。現行が6,100円、これが平成20年のときに14,300円と。これをただ単純に見た場合に、今、年金生活されている方が年金から差し引きになっている方ですよ。それが今の介護保険料が差し引かれている中で、かなり厳しいと言われている中で、これが平成21年になったら、かなりこれは厳しくなるんじゃないかと僕は見ているんですけど、この点どうなんですか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

全協資料の11ページに示している分の介護分ですね。これは介護1号被保険者、65歳以上の方ですね。この方は1号被保険者ということになります。この方たちの保険料というのは、介護保険料という形で杵藤の広域圏の方で徴収をいたします。それで、ここにお示ししているのは、40歳以上65歳未満の方の国保の被保険者の方、この方たちから介護保険の費用としておいただきます分なんですね。

それで、均等割が6,100円から14,300円、平等割が3,700円から8,600円というふうになってまいりますけれども、これは一番上の所得割1%から2.35%ですね。この上げ幅ぐらい、大体一致しておると思いますけれども、それで、所得割で説明をさせていただきますと、この平成21年度の2.35%というのは、既に唐津市さんは、これが2.4になっているんですね、県内の状況を見ますと。佐賀市さんが2.1。それから、鳥栖市さんが2.1。神崎市さんは2.2というように、もう既になっているんですね。いかに鹿島市が今までずっと低く抑えてきているということを、市長、先ほどから説明をしておるわけですがけれども、ここら辺もあるわけでございます。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

この11ページの上の表も下の段の図表もよろしゅうございますが、基本的には平成20年度レベルなんです。これで収支とんとんです。ところが、3年に分けて上げるという関係上、平成19年度分のこの空白部分を21年度に上乘せしますので、平成21年度には医療分の所得割

で言いますと、13.2となりますが、あとは平成20年レベルの12.1に戻るんです。22年からはですね。理論上は。そうなります。したがって、今回、3年に分けて料率改定をお願いするとしたら、この平成20年の料率でお願いしているべきの数字なんです。その点をまずひとつ御理解を賜りたいと思いますし、また、料率、値上げ幅は大きいんです。それは今言いましたように、平成20年度、ここにお示ししている分が医療費に相当する国保税のパーパーの部分なんです。これがですね。そうしますと、結局この数字が現時点での医療費に見合う国保税となります。

率の幅が大きいのは、今までの、さっき言いましたね、県内でも安い方でしたと言っているように、今までの安かったから、値上げ幅としては大きく出ておりますが、本来は今の国保税の仕組み等々も説明いたしました、この平成20年度レベルが今の妥当な国保税ということになります。

○議長（小池幸照君）

4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

さっき市長説明されたんですけど、じゃ、個々のいろいろ県内の今、動向を言われました。そしたら、県内の動向の中でも、この18年度までにいろいろ何回か、その鹿島市は9年間ですか、そのままにしていたというさっきの説明があったんですけど、何かいじられているわけですよ、何回か、1回なり、2回なり、値上げ等されているんですけど、そういうふうにして対応されてきたので、今回、上げるところもあるし、上げないところもあると、ここにちゃんと表で平成18年度も上げられるところと上げられんところ出てきています。要するに、単年度、累積赤字は別にしても、単年度の赤字ですね。ずうっとこれからふえていきます、これは。やっぱりいろいろ今の情勢でこれが、この前幾らやったか、180,000千円やったですかね、平成17年度で。ずうっと赤字はやっぱりふえていくと思うわけですよ。

だから、今後のお願いですけれども、いろいろこれができるだけなら低く抑えられるように、何か方策というか、いろいろ事業の中でいろいろの面をされていって、医療費が高騰にならないように抑える部分は抑える政策も必要じゃないかと僕思うんですけど、市長、最後にどうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほども申しましたように、医療費は抑えています、鹿島市はほかの市町村比べると、いろんな政策を講じて。今後も、申されますように、その努力は当然続けていかなければいけないことでもあります。

もう一つ何やったですかね、申されたことで、今回の提案は、今、累積赤字が350,000千

円、18年度末で予想されております。これ以上、累積赤字をふやさない、言い方を変えれば、これ以上、350,000千円以上ふやさないために収支均衡案、今回の提案をしておるわけです。350,000千円以上累積赤字がたまりますと、一般会計から云々という案さえ吹っ飛んでしまいます。したがって、これ以上累積赤字をふやさないために、とりあえずここまではさせてください。これで収支均衡しますから、これ以上ふえませんので、350,000千円については別途検討してみますというのが今回の案です。よろしくお願いいたします。

**○議長（小池幸照君）**

ほかにございませんか。16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

制度、枠組み、係数議論をやりかければ、今の市長の説明の範疇におさまるのかなという感想を持ちながら質疑をお聞きしておりましたけど、普通の感覚的議論をしてみますと、そういう係数議論じゃなくて、例えば、消費税を上げるというのは政府も前々から検討しておりますが、もう3%上げる、5%上げるのに、相当なコンセンサスに年月を要して、政府も800兆円を越す赤字を持ってありますが、国保財政のそれどころじゃございません。そういうふうな国税の税制を変えると、物すごい神経を使われておるけど、市税を上げるのにはそういう係数が成り立つわけで、それ以外に方法がありますかと、逆に投げ返されますけど、何%じゃなくて、27.9%の値上げというのは、やっぱり感覚的に市民が、そうですかと受け入れられにくい数値だろうというふうに考えられます。

それで、その背景には、今の帳簿上は実態はそうなるかもわからんけど、その背景として、本市の人口構造、今、高齢率が24%程度だと思えますが、そういう一つの背景ですね。若者が定着しないという背景。こうした構造を変えていかない限りは、こうした高目の改正という基調は一つも変わっていかないと、そういうふうに思うんですね。だから、今後の値上げを食い止めていくためにどういうふうな政策努力をされるのかというのが後ろについておかないと、ただ帳じりがこうしないと合わないからという議論では、ちょっと寂しい気がするんです。市長、いかがですか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

先ほど述べましたように、もう昨年の段階で値上げをせざるを得ませんと。しかし、昨年の段階では、応能応益割を優先せざるを得ませんので、それをお願いしますということで、事前にそういう説明というのはしてまいったつもりであります。私たちも、市税のアップというものについては、非常に神経をとがらせております。だからこそ、できるだけ基金が残っている間は値上げしたくなかったと、こういう配慮もしてきたつもりであります。9年間、値上げをしておりませんし、県内の市町村では有数の低い料率で今まで頑張ってきたと、

その今までの経過も御理解を賜りたいというふうにまず思います。

それから、若者定着率の問題ですが、これは小学校を卒業するぐらいの年齢の人が15年後にどうしているかという指数でありまして、高校卒業の年齢、あるいは大学を卒業する年齢の人たちが15年後にどうなるかと言いますと、県内でも下から3番目とか、4番目とか、そういうふうに鹿島市はなりますので、これ、だからいいということでもありませんが、県内で一番若者の定着率が悪いというのは、その断片だけをとって、ある人たちは言うておられますが、そうではないと。そういう全体を説明しながら、議員さんたちは市民に御理解をしてもらうように頑張っていたきたいというふうに思います。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

やっぱり国保の赤字の作用を働かせるというのは、高齢化をして介護のサービスを受けなければならぬ御老人とか身体障害者がふえていくという構造があるというのが一つ。それから、医療費の高騰ということに相なるわけでございまして、ここのかかる部分を削れということはもちろんできないことですが、やっぱりベースを、パイをいかに大きくなすかというのは、やはり人口構造がバランスのとれた人口構造に変わっていくためにどういう政策を打つべきなのかという、本市の政策の基本政策そのものにかかわる問題があるかというふうに思います。

私は、若者定住率に対する市長の今、反論がございましたが、そうしたことで必ずしも云々という議論じゃなくて、そこは率直に認めていただきたいと、そのように考えます。

それから、基金が留保があったという期間は抑えてきたではないかと、これも理解できないわけではございませんけど、大方、類推をすれば、こうした数値が出てくるというのは、先ほどの50対50にバランスを変えるときも想定をされておった。聞くところによりますと、16年度ごろには値上げの検討もされたということも聞いております。そういうときに、部内での議論がされておったというのは、見通しが立ったからこそされたと思うんですね。そうした時点で、私たち議会にも、それは何かの議案の審議の折には、ほのめかしがあったのかもわかりませんが、おおむねこうしたシミュレーションを立てれば、向こう3年、4年の間にはこうしたものが改定を必要とするという説明もあっているんですかね。今回の提案は、3月議会に入って議会に提案をされ、繰り返し委員会がされて、全員協議会で説明をされ、そして、これじゃ、一挙に27.9%の値上げというのは議会から同意が得られないという最終判断で、今回3年の経過措置を置くという妥協案が示されたわけなんですけれども、そこら辺についても、経過からして、やっぱり納得しがたいものがあります。行政が持っている情報を議会にもっと早い時期に提案する、検討の機会を早い時期に設定すると、16年度ごろか、あるいは17年度の決算を待って、そうした全協等を通して提案をされてきた上での今日であ



れば別ですけど、議会の開会と同時に、この3月議会会期中に処理をしてくれという議論は、私は市民に対しても拙速ではないかという印象はぬぐえないわけです。いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

昨年の10月25日、水曜日、決算特別委員会に、これは谷口議員も出席をしておられたと思いますけれども、ここの中で市長の方から17年度、190,000千円ぐらゐの赤字ということで、来年も恐らくそういうことで、それぐらゐの赤字が出るというような説明をされております。その赤字の要因として、それを分析して、議会の方にも御報告をさせていただきますというような説明をさせていただいております。このことを受けて、今回の改定案につながってきているということでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

だから、27.9%の提案を去年の決算委員会でも、私も委員で出席をしておる場で市長がそういう赤字基調の実情については説明をされているということでございますが、であれば、3月1日に招集された本議会に執行部案がそのまま、途中の計画もなく本議案として提案をされたんですか。その経過を受けて、この間何があったんですか、議会に対して。本会議に真つすぐ提案をする前にですよ、何の説明があったんですか。あっていないでしょう。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

今回の本会議の前に、所掌の文教厚生委員協議会、こちらの方で資料を示しながら御説明をさせていただいたという経過はございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

文教厚生委員長に説明があって、その後に文教厚生委員会が開かれたというのは私もわかっております。同委員会の委員じゃございませんが。文教委員長に説明をされた折に、余りにも27.9%を単年度で上げるというのは、これはとてもじゃないけど、市民は受け入れられないんじゃないかというような忠告があったと思います、委員長から。しかし、その折までは、文教委員会に対応されるまでの間というのは、頑として動かれなかったじゃないですか。全員協議会とか、空気を察知をその後されて、経過措置を入れられたわけでしょう。だから、

その説明はあったけれども、委員会の勧告とか意見を踏まれとったならば、当初、提案段階から経過措置入っていますよ。会期中に経過措置を入れたんでしょう。だから、説明をしていますと言うけれども、説明をしたって、議会の意見は反映されていなかったんですよ。最終的に議会の開会后、空気を見てみとったら、これは過半数がとれそうにもないなと危険性を感じたから、段階措置が入ったんでしょうが。姑息ですよ、やり方が。

だから、決算委員会でも説明しておりましたと、あるいは16年度から決算見て、もう基金はなくなるという見通しが立ったというときに、ちゃんとした説明をして、料率値上げをするためには、こうした年次計画、激変緩和措置を置いて、17年度、あるいは18年度から3年と言わず、5年なり、大方市民としても理解が得られる期間を置いて、上がっていくというスタイルをとらざるを得ない、私はそういうふうに考えていました。

そういった点で、非常にこの説明が足りない。重た過ぎる。今市民の、今年の、特殊な例を出してはなんですけど、13号台風で痛めつけられました、あるいはまた地方税法の改正によって市民税の税率上がっています。それにかえて加えての今回の27%の値上げです。非常にきつい。そういった意味では、無神経な引き上げと、そういう批判を浴びても仕方がない提案ではないかという印象がぬぐえないんです。当初提案をされた3月1日以降、日にちが経過をいたしておりますが、残念ながら私はそういうふうな印象がぬぐえない。

最後の部分は質問じゃなくて、私の感想に相なっておりますが、受け入れられませんので、市長が何か答弁があるようですので。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

何回も申し上げておりますように、昨年、応能応益割を優先せざるを得ませんと。その段階で既に赤字基調というのは説明をしておたはずです。それで、結局、やり方が姑息と申されましたが、私は値上げをせざるを得ない事情というのは基本的には御理解いただいておりますというふうに思います。そういう中で、少しでも、議員の皆さんというのは住民代表ですから、一遍にするよりか、3年ぐらいに分けてした方がよかばんという意見が多かったから、それじゃ、議会のやり方が姑息という意味じゃなくて、その意見を取り入れて、そして、今回の提案のようにしたと、こういうことありますので、御理解を賜りたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

そういう措置は本会議に正式な議案として提案される前に、せっかく文教委員会なり、その前は文教委員長に日程の調整含めて相談があった折に、文教委員会として、そういう強い意見が出ておると思います。協議会の場でね。開会前に。そういうときにやっぱり議会の全

員協議会に諮って、本提案をする前に調整をされたものが本議会に提案をされるという、そうした議会の、議会は提案すれば、いずれ可決はするわというたかをくくった考えがあるのではないかと、背景に。そういう気がしてならないんですね。

そういった点で、議会をどれだけ重んじていただいているのかもわかりませんが、議員が自由に市民の意向を反映して、おさまるところにおさまられるような、そうしたチャンスは執行部としてもとるべきですよ。今のように制度的にこうなっていると、ほかには収入の余地がないでしょうと、批判されるならば、むしろ議員、提案してくださいよと、これ開き直りですよ。そうした議会提案までの手続、提案後の手続についても、不満といいますかね、そういう不信といいますか、残ります。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

今回の提案の最終段階での、これはもう事実、そういう経過がありましたし、私の本音でもあります。結局、議会の議員さんたちの意見をいろいろ聞いてみたくれという指示をいたしました。これ大事なことだと思っています。私は姑息とかなんとかという意味ではなくて、やはり議会がどういうこの問題に対して、あるいは一つの政策に対して、どういう意向を持っておられるか、これは察知をする、これは首長として大切なことだと思っています。

そういう中で、一遍に上げる、3カ年の経過措置じゃなくて、一遍に上げるというのはどうも議員さんたちはそうじゃないと、3カ年ぐらいに分けてしたらどうかということだったら検討してみようという人が大勢というか、一定人数おられますと、こういうことを聞いたんですね。

私は、これはもう本音ですから、言いわけじゃなくて、来年度に延ばせんかと、今回、提案をして、そして、理解を得られなかったというのなら、私たちそれでは困るからということも、これも検討しました。ただ、担当課を初め、ほとんどが来年度に延ばすと、また累積赤字がそれだけふえますと。それよりか、もう今回、いろんな説明をして御理解をさせていただくようにするのがいいですよと、こういう意見が大勢を占めましたし、私も最終的にはその案をとって、今回の提案に至ったわけでありまして。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

18年度末の赤字が354,000千円余り累積をします。この扱いについては、この税率引き上げで解消するという考えではないというふうに市長は説明されておりますが、そこには市長の政策判断というのが働いたというふうに思っておりますけど、この354,000千円の累積赤

字をいかに処理するのかという答えはまだ出ていないですよ。谷田工場団地じゃありませんけど、これもただで借りられておるお金じゃないわけであって、これにも利子が発生しておると思うんですね。少なからずの利子が発生しております。一般会計で処理するというならば、早い時期に処理をせんと、これもまた尾ひれがついていく話になるわけなんですけど、いつごろこの処理については結論を出されるつもりなんですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

350,000千円の赤字については、繰り上げ充用という形で年次、年次で処理をしていきますので、先ほど一般会計の19年度ところでちょっと赤字補てんを一般会計からしているというふうな表現をされたと思います。そうではないんですよ。一般会計からはこれは全然頼っていません。350,000千円がちょっと、数字が似ていますから、勘違いされたかと思うんですが、あの分は法律で決まったルール上の市の持ち分を国保会計に繰り入れたと、その金額です。ですから、累積赤字の350,000千円とはちょっと違いますので、その点まず御理解を賜りたいと思います。

この350,000千円の累積赤字については、先ほども言いましたように、原則、やはり一般会計投入というのは、これはもうできないということをはっきりしているわけですね。ただし、350,000千円ものあれを3年間ずっと値上げをお願いしておるわけですね。この間にさらにそれを上乗せしてということはできませんから、今回、3年間にわたっては、これにはさわりません。私の今の気持ちとしては、一般会計投入というのも視野に入れておかないかかなど。それは一つは、平成22年度に国保の県内1保険者制度の移行という、これは法律もその関連の法がそういう通っておりますし、それを視野に入れながらということになりますと、その段階でも鹿島市が保険者となっております鹿島市の国民健康保険という会計は閉じざるを得ません。その段階で赤字のまま引き渡しということもできませんので、そういう理由が何らか、最終的には形としては議会の了承ということになりますが、そういう理屈づけを私なりに分析をして、理屈づけをちゃんとつけて、その際は提案をするならさせていただきますと、こういうことでございます。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

前段の説明はそれで理解をいたしますが、これについてはまだ何をもって補てんするというのは、今は表明できないというような、一言で言えば、そういう説明だろうと思うんですけど、国保税に預ける考えがないというなら、もう一般会計しかないと思うんですけど、ほかに何か選択肢を考えられておるんですかね。（「いや、そうじゃない」と呼ぶ者あり）そ

うでなければ、もうずばり言われた方がいいんじゃないですか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まだ、先ほど言いましたように、国民健康保険の被保険者以外の市税の納税者、この方たちに対して、きちんと整理した形で説明をするようにまとめをしております。この方たちの理解を得るのが先決ですので、気持ちは今申し上げたとおりですが、ここで結論ということとするわけにはまいりませんということです。したがって、そういう理解を得るべく、いろんな方策も講じた上でということになります。

○議長（小池幸照君）

16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

これが市長の政治的発言ではいけないと思うんですね。354,000千円を一般会計で補てんする考えが片方ではあるけど、その他の社会保険加入者の市民の皆さん方のコンセンサスを得るのが大事だと。その間はできないと。そのめども言われない。コンセンサスが得られないという判断が働けば、追って国保税にまたぶら下げるという選択肢もまだ残されておるといふふうにとらえていいんですか。もう少しはっきり説明してください。せっかく制度改正の話をしよるんですから。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

理論上はそうです。今の私の言い方からすればですね。ただし、気持ちとしては、できるだけ350,000千円の処理については、国保の加盟者には迷惑をこれ以上かけたくないなという気持ちを持っているということです。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番です。ただいま話を聞いておりましたら、何か数字合わせのところだけで、今の国保事業に対する市民の姿というのは全くここで見えてこないという実態を私は見たような気がしました。市長は、9年間上げていってませんでしたと、今まで払わんでよかったしこはもうけですよというような言い方をなさったけど、こういう発言はないですよ。もう市民が聞いたら怒りますよ、本当。おっしゃったんですよ。

今、佐賀県では一番安かったとかおっしゃいますが、そこそこの経済状況もありますよ。そうであったけれども、鹿島市民の人たちは今の国保税が高いんだと、払わんといかんとは

わかっつけど、払えんのだと、そういう皆さんなんですよ。そういう中ですから、私たちが今、国保会計が非常に苦しいということはわかっていますが、はい、そうでございますか、御無理ごもつともですと、値上げに賛同できない、また、そのことの見解を言ったことによって、段階的に上げますから御理解をくださいと言われてたけど、それでも理解できない、賛同できないというような意見を申し上げなくちゃいけないような今日の市民の実態ですよ。そこをもっと私はつかんでいるならば、今されたような論議は出てこないんじゃないかと思えます。

一言言って進みたいと思いますが、まず、財政的な問題いろいろありますね。市長が、じゃ、議員提案してくださいよなんておっしゃっていましたが、ちょっと事務的なことでお尋ねしたいと思いますが、資料をいただいた中で、医療費の一般分ということで、国保負担が34%、国庫補助金が調整交付金の分で9%、県補助金で云々というのは、資料わかりますか、全協に出していただいた資料。そこで、具体的にお尋ねしますが、金額的に幾らにそれぞれなるのでしょうか。今年度で、19年度の試算は。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

10ページをごらんいただけないでしょうか。全協資料、手持ちのですね。10ページ。19年から21年までの決算の推計というのがありますね。そこに国庫支出金、3年間トータルが3,852,897千円、それから、県支出金427,153千円、それから、一般会計の繰入金761,712千円というような形でお示しをしておりますけれども、よろしいでしょうか。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

それでは、その中で県の補助金がここに出ておりますが、これは恐らく法定内の支出分ですね。法定内ですね。義務づけられた分ですね。だと思います。ただ、今、国保事業というのは、鹿島市だけがこんなに苦しいんじゃないと、全国的にやっぱり大きな問題になっていることはもう皆さん御承知のとおりです。そういう中で、法定内支出のみでなく、県によっては法定外の支出もなさっている県はいっぱいあるわけですね。今、私の調べたのが間違いでなければ、法定外の支出をしていないところ、例えば、国保税に補助金を出すとか、そういうのをしていないところは16県だそうです、全国で。そして、佐賀県がその16県の1県だということですがね。

例えば、幸い今、県の関連の選挙があつておりますので、いろいろ私も耳にすることが多くなりましたが、例えば、佐賀県全体の国民健康保険にかたっていらっしゃる世帯、1世帯10千円ずつ補助金を出すとして、16億円あればいいというような試算がなされているわけで

すが、16億円なんて私たちからしたら大きいようですが、ところが、今、私たちの取り組んでいる新幹線の問題なんか2,700億円ですね。ですから、ほんのわずかなところですね。ならば、そういう形での私は県の法定内支出だけでなく、法定外の支出についても県がもっと積極的にこのような状況の中で取り組むことが必要だと思いますが、先ほど市長は具体的な提案もなどおっしゃいましたが、やはりそういうもろもろのところに手を差し伸べながら、どうするかということ、そして、具体的にそれを勝ち取ってくるというような体制もとっていかんといかんのじゃないかと私はと思いますが、今までの論議を聞くと、どうして国保税にかけていこうかと、もうそんだけですよね。早からしとっぎよかった、さああと何年なんと、そこだけなんですね。それじゃ、これはもう国保会計パンクですよ。パンク、もう目に見えていると思います。現にそういう状況。ですから、私は例えば、県に対してそういう働きかけを私はすべきだと思いますが、そういうことを取り組まれたことがありますか。

**○議長（小池幸照君）**

岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

お答えします。

県内の保険者でそういう国に対する要望をやっております。これは全国的な保険者と、国保の保険者と言ってもいいわけですが、その幾らかをちょっと御紹介をいたしますと、大きくは国民健康保険というのはどうしても高齢者の方が多いわけですね。他の保険と比べればですね。そういうことから、医療保険制度の一本化を実現してくださいと、それから、国保制度に対する財政基盤強化策の一層の充実を図り、老人保健法の適用年齢の引き上げ、負担増等に配慮した財政措置を講じてくださいというような7項目ほどの要望をやっております。これは例年に国に対して、そういう働きかけをやっておるということでございます。（「県に対して」と呼ぶ者あり）今の財政措置というのは県の方から来ているものも、国から県を経由して市に来るといような財政の流れがあるんですね、財源の流れがある。そういうことも踏まえながら、こういうことで国の方に要望をしているということでございます。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

この異常な事態の中で、今ある枠の中でどうかしようかと言ったって、なかなかできんですよね。県に対して新たに、今、こういう大変だから、全国的には、全国40幾つですか、の中の16県だけがやっていないというような実態が出ているんですよ。そういう大変だといふのがあるから、だから、やはりただ単に大変だから、市民にかぶせればとれるじゃないかというんじゃないかと、そういう面からの努力も私はすべきだと思います。

それから、先ほどからこういう状況になるために努力をしたのかという意見が盛んに出ていましたが、例えば、市長は医療費を抑えるため、よそより少ないですよということをおっしゃっていますが、私は以前から提案したことがあると思います。まだ御記憶にえられるかどうかわかりませんが、例えば、これはもう私自身が直接体験したことでしたので、ここでも申し上げましたし、委員会の席でも何回も申し上げましたが、あれは何ですか、カルテの調査をされるのは何と言うのですかね、レセプト調査の強化をせろということで私は申し上げたことがあります。なぜかと言いますと、わずか2回かかっただけで15千円という請求が来ていたことを私は指摘しました。それはもう亡くなりましたが、うちの母が病院に行っているときの余りにも大きかったので、レセプトの調査をしてくれと言いました。最初は、個人的な問題だからできないということでしたが、これはそういう問題じゃないんだということで調査をしましたら、痴呆症の初期の新薬を使ってありますと、こういうことなんですね。こちらの担当の職員がうちに来て調査してもらいましたが。全く痴呆症の影もないし、痴呆症ということになれば、薬をやる前に家族を呼んで、病院は指示すべきじゃないかと私は言ったと思います。だから、カルテを調べて、そういう薬を出してあるところがあるなら、それをすべて調査をしたら、これだけでも大変なものじゃないかと私は申しましたが、その後、それに対しては職員が足りない、今はそれだけではできないんだということで、私は一人でも職員をふやすことで、こういう調査というのは、これはただ一つの例ですよ。もっとありますよ。そのときうちの母は10幾種類薬もらっていたんですよ。私はそういうことがあったので病院を変えましたら、わずか3種類ぐらいでよかったんですよ。

努力をするところはまだいっぱいあるんですよ。そういうところから、何とか財政をつくり出していこうという努力をやらんといかん。しかし、今は鹿島市は職員を減らす、本当にわずかな体制の中でやらんといかんということですから、わかっているもやれない。私は言った後からそれに取組んどったら、どんだけ財源が出たかと私は思いますよ。このことについて、いかがでしょうか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

レセプト点検、これは今まで1枚1枚紙に書いて、それを送ってというふうなやり方でありましたが、コンピューターでオンライン乗せて処理をするように、あと1年後ぐらいにはできると思います。これは国保連合会長もやっておりますので、今その準備を進めております。

したがって、スピード化とレセプト点検のスピードアップにももちろんつながりますし、もう一つは、多受診とかなんとか、そういうのもシステムとしてそれを見破るといいますか、指摘できるようにシステムとして組み入れるというふうにも聞いておりますので、そういう



点での効果も期待しているところであります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ぜひ、本当に今、こんだけしかない財政の中ですから、少しずつのへべくりといったらおかしいですが、そうしながら、必要なお金をつくり出さんとどうにもできないという状況もあると思うんですよ。そこんところをもうまじめに取り組んでいくということが、私は大事じゃないかと思います。

それから、次に、お尋ねしますが、先ほど基準家族の保険税をおっしゃってもらいました。1,750千円でどうかということ。私、もう本当驚きました。これは所得によってもっと割合は違ってくると思いますが、例えば、19年度でこれが295,800円になるんですかね。これだと、何と驚くことに、所得額の17%国保税に取られるんですよね。それから、20年度では334,400円ですから、19.1%。それから、21年度になれば、374千円で、21%ですよ。全体の収入のそれだけでも国保税に取られていくわけですよ。あえて私は取られると言いたいですかね。これは国保税だけじゃないんですよ、今から。介護保険税もありますし、いろんな税金もありますし、ほかの支出もふえていくわけですが、こういう実態をどうお考えになりますか、こういう。これはもっと所得が減ってくると、もっと割合は多くなると思いますがね。その辺どうお思いになりますか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お示しをしておるとおりです。ただ、ここにお示しをしているのは、軽減にかからないぎりぎりのところ、一番厳しい方たちのところをあらわしております。現行ではこういうふうにならざるを得ないと、大変負担になりますけれども、よろしく御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私が聞かれたら、心が痛みますと言います。ほんと今の市民の皆さんの実態があるわけですから、それにまたさらにこれだけの国保税だけで取られるということが、もう私たちは市民の皆さんに告げることができませんよ。私、この提案がなされた後、いろんな皆さんとお会いしました。商売をされている人とお会いしたんですが、もうほんと今でも税金を納めるのに苦労していると。これ以上また国保税が上がったら、いきやすみやあとと言うとですかと、泣きさつとですよ。その気持ちわかりますか。そういう実態なんですよ、今の鹿島市民と

いうのは。

特に国保税というのは、もともと農業とか、漁業の皆さんたちが中心になってつくられた制度だと思いますよ。ところが、最近のこの不況の中で零細業者の事業所の人たち、その人たちが国保に加盟をしてくる、そこに働いている人たちが国保に加盟をしてくるという実態でしょう。非常に多くなっていると思うんですよ。本当に経済的に大変な人たちがここに入ってくるわけですから、財政が苦しくなって、私はしかりだと思うんですよ。これは市民の責任でもない、だれの責任でしょう。いろいろありますよ、それはね。しかし、そういうのをやっぱり現実をとらえて、どうやっていくかということですね。私は、そういう人間としての心、数字合わせだけではつまらないと思います。特に自治体というのは、そういう心を持って私は仕事をしていただきたいと思います。もちろん皆さんたちが今回この国保税の値上げを取り組むに当たって、部長も眠れんやっとなおっしゃいました。それが本当だと思います。そういう心が働いたら、眠れない状況が続いたと思いますよ。そういう御苦勞をされているんなら、されているんなら、せめて市民の皆さんたちに受けていただけるような、そういう政策を私は取り組んでいただきたいと思います。

それから、次に、申し上げたいと思いますが、これに関連して、例えば、今回これだけ値上げをすることによって、21年度までに目的を達成できるのか、赤字が解消するといいますかね、そうお考えなのかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

冒頭、この議案の説明のときに、不確定要素が2点ほどございます。これは20年度から導入されます後期高齢者の関係で不確定要素がありますけれども、それを除いては、そういうふうに計画をいたしております。収支均衡をするようにですね。現時点でお示ししているのは、そういう案にしております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私は先ほども、ある商売されている方のお話を紹介して、これ以上上がったら、もう払いえんというようなことをおっしゃったということを言いましたが、私は、今回の値上げによって、滞納というのはより多くなってくると思うんですよ。現に全国的にも滞納数はもう物すごくふえてきているわけですね。大体、今、全国的に収納率というのは90%ぐらいですかね。大体10年ぐらい前までは、九十二、三%ぐらいあったと思いますが、それくらい全国的にも減っているんですよ。だから、ここだけが特殊というんじゃないですよ。ただ、私は滞納がふえること、滞納が出ること、滞納が続くことによって、指摘をしております資格証

明書の発行というのが、これがまた大きな問題になると思いますが、今回、一般質問の中でしたか、資格証明書の発行をやめるべきだということを私が申しましたら、それは収納率を上げる手段として続けるんだということをはっきりおっしゃったと思います。まだそういうお考えなのかどうか、まずお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

国民健康保険証の資格証並びに短期の交付につきましては、先ほど議員申されましたように、私、3月議会で徴収の公平性を保つためには現在では必要であるというふうに考えておると申し上げましたけれども、今もそれには変わってはおりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

資格証明書の発行については、国が義務づけをしたわけですし、特に悪質な滞納者に対してということになっていると思いますが、鹿島は、調査の時点で違いますが、一応私の資料では、145件が資格証明書の発行になっていますが、県内でも非常に多いわけですね。それから、今、特にこの資格証明書の発行によって、病気が重度化したとか、もう最悪の場合には命までなくなったというような、命までなくしたというような、そういう事例が出る中で、全国的にはこの資格証明書の発行というのをやっぱりやめている。国が義務づけはしたけれども、それをやめているということがあります。

私もいろいろと見てみましたが、資格証明書をいただかんといかんのは、よっぽどの悪質な以外は、非常に所得の低い家庭なんですよ。やれないんですよ。だから、資格証明書をいただいても、病院に行って100%お金を払うということとはできない。そういう人ですね。そこに行って100%払えるくらいなら、税金を入れて、保険証をもらうということができるわけですが、そういう状況なわけですよ。それでも、資格証明書の発行をされるというのか。この前、一般質問でもここで申しましたが、資格証明書を持っている人の受診率は全国で200分の1だという数字が出ていますよ。鹿島ではどうですか。資格証明書を持った方の受診率は何%ぐらいになっていますか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

済みません。そのデータを押さえておりません。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

はい、ぜひ調査をしていただきたいと思います。

それから、私はほんと最近初めて知りましたが、資格証明書の発行が病院などにも大きな影響が出ているというのを聞いて驚きました。資格証明書を持った方がいらっしゃるそうです。これはこの証明書では全額お金をいただかなくちゃいけませんということで、一応どこでもそうだからどうかかわりませんよ、私がお話をしたところでは、そういうことを告げるそうです。わかりましたということでお受けいただくそうですが、その日、受診をして、帰るときには、この次、持ってきますということで払うことができない。そうでしょうね、お金がないから資格証明書。じゃ、完治するまで来られないんじゃないと言ったら、いや、完治するまでいらして、最後に払いますというようなことになって、完治して、もう後は入らないというようなね。それはそれでいいわけですが、いいわけじゃないけど、そういうことですが、じゃ、病院がどうなのかといいますと、診療報酬の申請をすると、この方は資格証明書だからということでお金が入らないわけですね。もう病院は全くお金入らんわけですよ、奉仕。そういうのが結構あるそうですね。何かその病院の方は、国保にも一遍言ったことがあるんだけどおっしゃっていましたが、全くその後なしのつづてのようですね。

いろんな、今がどうかかわりませんよ。もっと前からね、あなたの担当のときじゃなかったかもわかりませんが、そういう患者さんには本当に行きたくても行けない状況をつくり出す、命まで奪われるというようなものをつくり出していく。一方、本当にやっていただくところにも、もうそれでなくても今病院は大変な状況ですので、そういう事態が生み出されているわけですが、そういう実態は御存じですか。

○議長（小池幸照君）

北御門税務課長。

○税務課長（北御門敏則君）

資格証の交付についてですけれども、資格証の交付につきましては、御存じのように、一定の基準を設けております。基準は基準として、現在、我々が資格証として取り扱っている部分については、本来であれば、資格証しかだめである人についてもケース・バイ・ケース、納税相談に応じて短期の保険証、1カ月なり、3カ月なり、半年なりというふうに、その人その人のケース・バイ・ケースによって、それを運用しております。その基準どおりでぴしっとしゃくし定規にしているということではございませんので、その辺御理解いただきたいと思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

基準どおりだということですが、145という数字を見るときに、ほかの地域と比べて、余

りにも多いということは、そんなに鹿島市民が悪質が多いかということを私は疑いたい。そうじゃないと思うんですよね。そうじゃないと思うんです。先ほどおっしゃったように、収納率を上げるために発行するという事だから、私はそうじゃない、そっちの方が重点的になっているんじゃないかと私はそう思いますよ。

だから、私はもうこの国民健康保険証というのは、まさに市民にとっては命綱ですよ。命綱。資格証明書を渡すんでなくて、やはり国保証を渡すということをしなくちゃいけないと思います。特に今、全国的には、完全にそういう形にしない、国の方針に従ったにしても、例えば、小さい子供のいるところにはそういう状況であっても国保証は発行するとか、高齢者のいるところには発行するとか、いろんなそこそこの対応がなされています。どうでしょうかね。少しあなたもこれはやらんばいかんという責任感の強さはわかりますが、それだけではどうにもできない。何とかその辺のゆとりのある考えを持って、市民の命綱である国保証の発行をという、これはあなたじゃなくて、市長ですか、部長ですか、お答えをいただきたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

坂本市民部長。

**○市民部長（坂本博昭君）**

国民健康被保険者証の交付の基準の中で資格証明書というのがございます。資格証明書を発行するのが、特別の事情もなく納税の実績が長期間ない者と、基本的にですね。もう一つは納税の意思が全く認められない者という、こういう基本的な2本の基準がございます。その中でも特別な事情にはいろんなケースがございまして、今言われたような病気の方、それとか、老人世帯、子供の世帯、そういう方については特別事情として認められるものについては認めながら、柔軟に対応をいたしているところでございます。

そういうことで、もし、病気をされたり、そして、本当に困っている方については納税相談等の中で対応をして、そして、短期の保険証等でも出すようなことで現在も行っているところでございます。

以上です。

**○議長（小池幸照君）**

20番松尾征子君。

**○20番（松尾征子君）**

本当にお金があつて払わない人たちというのは、100%払うお金をお持ちの方たちで払わないというのはあるですね。どうせ払いゆっけんよかということで払っていない方もあるようですがね。そういう人たちはいいですよ。それを当てにされていないんですからね。ですから、そういうよっぽどのことを除いては、これからさらに研究して、より皆さんたちが安心できるような対応をしていただくということをお願いしたいと思います。

終わりにしますが、そういうことで、私は、本当に今度の国保の値上げ——もう一点、ごめんなさい。先ほど350,000千円の処理の問題で、ちょっと市長がおっしゃったのは、最初どなたかの答弁のとき、22年以降に何か処理していくという、その後、また違ったような御答弁だったと思いますが、そういう形でおっしゃったんじゃないかと思いますが、そうですかね。22年まで以降にやっていくということですかね。350,000千円の赤字。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

整理して申し上げます。

これらについては、気持ちとしては、先ほど言っていますように、これ以上、国保の納税者に対して、被保険者に対して、累積赤字の解消分まで上乘せした料率アップというのは忍びないという気持ちは現実に持っております。したがって、このことを何とか一般会計からの繰り入れによって、これを解消することができないかということ具体的検討を今からいたしまして、そして、国保の被保険者以外の鹿島の市民、納税者、この人たちの理解を得られるような形がちゃんとした段階で、その提案もいたしたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

終わりにしたいと思いますが、やはり財源の問題が一番大きな問題だと思います。今、どこから財源を取るかということですが、先ほども申しましたように、県や国、特に国が大幅に削ってきたというような実態もあります。だから、それをもとに取り戻すという、これも大きな運動だと思いますが、日本共産党としては、全国的に今この運動を特別取り組んで、国に対してもやっぺいこうということをしております。ぜひ皆さんも一緒に取り組んでいただきたいと思います。

それから、私は常々申し上げておりますが、これはそれぞれ目的があって積み立てられているお金だということはよくわかりますが、今、どこにお金を使わんといかんかということになりますと、そういう各種基金などを何とか、これは皆さんの手で決められたものですから、それは事、市民の命を守るということになれば、それを運用する手だては皆さんの頭で考えていただいて、対応できるんじゃないかと思います。

それと、きょう、決算のときも言いましたが、例えば、わずかのお金のようなのですが、同和事業のように、もう既に終結できるような事業のカットをするようなことをしながら、もう一遍、本当にどこにむだがあるのか、どこに今持っていかなくちゃいけないか、そういうのを取り組んでいく中で財源づくりをしていただきたいと思います。一番大事なのは市民の命

と健康を守ることだと私は思います。この国保事業というのは、そういうものです。ぜひその辺を御理解いただきまして、取り組みをしていただきたいということを申し上げまして質問を終わりたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

2番伊東茂君。

**○2番（伊東 茂君）**

2番伊東です。今まで4人の方質問されていますので、若干重なる部分があるかも知りませんが、お願いをいたします。

私、ちょっと質問するのは、こちらの協議会での資料を持っております。ちょっと質問させていただきますが、これの10ページ、ここに今後、平成19年から21年までのシミュレーションという形で出しております。赤字額が596,686千円になるであろうと。そして、それを解消するためには、改定率を27.9%まで上げなければいけないと。実際、市民の方、簡単にこれが理解できるのかなと、受け入れていただけるのかなというのがやっぱり実感ですよ。先ほど谷口議員からも質問があったように、私たち議員にこれが正式にこういうふうな資料が渡されたのが1カ月ぐらい前ですよ。そこで、こういうふうなのを各議員は調べながら、こうやって質問をするわけですが、じゃ、市民の方は今度の春以降、こういうふうな値上げがあるということで、すぐわかりましたと、簡単にそういうことができるのかなという気がいたします。そのあたり、市長、前の話に戻るかも知りませんが、ああ、やっぱり合併とかができなくて、こういうふうなしわ寄せが来たのかと、そういうふうなことをおっしゃる方もいると思うんですよ。実際、今、鹿島市が100%元気かという、そうではないと思うんですよ。そういう中で、また、この国保の税率アップというのが来ると、ちょっとやっぱりしんどいなという気がするんですが、まず市長、そのあたりいいでしょうか。

**○議長（小池幸照君）**

桑原市長。

**○市長（桑原允彦君）**

先ほど本音の部分として、また、経過の事実として申し上げたことにつけ加えますと、周知期間といいますか、一般的に、市民の皆さんに理解してもらうために、年度中途からの値上げという案にはできないかということを担当とも議論をいたしました。この種のものについては、4月1日からということで、じゃ、1年、あと1年、理解を得るための期間ということももちろん議論をしました。しかし、1年後となりますと、累積赤字があと1億数千万円ふえていくんですね。結局、これは納税者にのしかかっていくわけですよ。今の私の、先ほどちょっとはっきり申しませんが、ここで断定的に申せないのが残念ですが、350,000千円というのは別にちょっととととって議論をするということでは、私の気持ちは整理がしております。ただ、これ以上ふえたら、とても一般会計から云々ということにならないわけ

でして、そのためにも、申される意味はよくわかります、わかりますが、この19年度からどうかして御理解を賜りたいと。経過から言えば、そういうことであります。

私自身、担当の職員もそうですが、やはりこの種の値上げ、税の値上げ、あるいは国保税の値上げ、もう本音として本当に忍びないです。しかし、先ほどの松尾議員からも提案がありましたように、国、県、今の現行の法律、現行の制度、仕組みの中で、その中でしか私たちの選択肢というのはないわけですね。したがって、国保税を値上げする以外にこの収支均衡をとるための策が何かあれば、本当に私たちもそれに飛びつくわけです。しかし、そういうものを随分模索をしますけど、ほかにない、選択肢がない、その結果、やむを得ずこうして税の料率アップと、こういうことでお願いをせざるを得ないと。本当に心苦しいですけど、御理解を賜りたいと、そういうことであります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

市長は今5期目ですよ。その中で市長の1期の任期は4年間あります。その中で今まで、今期が5期目ですが、将来への読みとか、それと、そのときそのときに市長は急な判断をしなければならいでしょう。今回は市長として判断は正しいと考えていらっしゃるんですね。それを確認したいです。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

正しいとか、正しくないという直接的な返事でできないのが残念であります、万やむを得ないと、万やむを得ず提案をさせていただきますと、本音としてそういうふうに申し上げておきたいと思えます。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

それでは、皆さん持っていていらっしゃるこの資料の8ページの鹿島市の男女別の年齢別構成、こちらの方を見て、これも全協のときに課長の方から説明があった中で、全体の中で国保の加入者が1万4,000人ぐらいたったとですかね。そのほか1万8,400幾らというのが出ていたと思います。そして、なおのことこれを今度は年齢別に調べていきますと、65歳以上国保加入者が6,130人ぐらいたったとですかね。そのほか1,881人。その次に、20歳以上から64歳以下まで国保の加入者が6,009人、そのほか1万1,171人だったと思いますが、こういうふうになっております。これを見ていくと、これからまた3年後というのは、国保加入者はふえていくわけですよ。そう考えると、もう一回もとに戻りますが、10ページのこの平成19



年度から21年までの決算のシミュレーション、596,686千円というのは、非常に私はこれ以上の不足分が出るのではないかという気がいたします。それに加えて、先ほど松尾議員から話があったように、平成17年の徴収率が92.5から93%、滞納率が8.0から10%というふうになっていますが、これも変わってくるんじゃないですか。徴収率は落ちてくるわ、滞納率は上がってくる。ここまでこのシミュレーションの中に加えてあるんでしょうか。どういうふうな基準でこのシミュレーションをつくっているか、まず教えていただけますか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

まず、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

ここに国保の被保険者の推移を14年から18年まで、18年は見込みですけど、人口と同時に掲げております。これの中で現在は、老人と書いてあるところが老人保健の適用の被保険者数ですね。これが20年からは後期高齢者の方に移りますね。75歳。この人口をもとにして1人当たりの医療費をこれまでの推移を見ながら将来予測をしております。

そういう形でまず費用を出して、費用が出ますと、国庫補助金とか、県の補助金とか、一般会計からの繰入金とか、そういうものが一定の率がありますので、それが出てまいります。あとの残りが結局保険税で賄うというような形になります。そういう形で積算はしております。（「収納率、それも言うとして」と呼ぶ者あり）

収納率は今回の改定では、92%という形で予定をしております。それから、あとこの収納率の関係で申し上げますと、平成20年からは65歳以上75歳未満の方のみで構成されている国保の世帯の方は、これは年金から特別徴収という形に変わってまいります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

はい、わかりました。シミュレーションのやり方。

じゃ、次にちょっと御質問をいたしますが、今度は11ページですね。11ページの税収額の推移イメージということで、収支均等水準というのを平成20年度の税率で合わせてありますが、平成21年はその平成19年度分、ちょっと足りなかった分を21年度で上乘せをするというふうになります。じゃ、このまま行きますと、平成22年度はもう一回今度は税率は下がっていく計算で私は考えたいですが、どうでしょうか。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

22年度以降につきましては、そのときの被保険者の所得状況とか、医療費の動向がどうな

るかというのがございます。そこら辺を考えますと、理論上は下げるといえるんですね。このまま今の現在、この3年間の見通しのものと所得とか、費用が推移していくということになれば、それは理論上は下がるという形になります。

○議長（小池幸照君）

2番伊東茂君。

○2番（伊東 茂君）

理論上で結構ですよ。今、話しているのはそれですもん。シミュレーションにしろ、何にしろ、想定の中でこれは話しているんですから。だから、22年度、21年度終わった後に、これで十分に赤字額というのは解消ができたとなったら、22年度は下げるべきですよ。それはね。それはお願いをしたいと思います。

しかし、実際、非常にこれは厳しいなという気はいたしますが、市長に最後もう一回、これお聞きしたいと思いますが、もし、この議案が否決をされた場合、1年間延ばすことになるとと思いますが、できれば私はもう少し時間をいただいて、市民の方にも納得をしていただいて、議員も納得をして、そして、これを可決するというのが一番いいかなという気がいたしますが、最悪の場合、これは1年間先延ばしというふうになりますよね。それで、先ほどおっしゃったとおりに、また、2億弱ぐらいの赤字が出るとなりますが、もしそうなった場合に、何かその手だてというか、赤字分を一般会計というものもなかなか難しいことはありますが、もしもの場合は考えていらっしゃいますか。

○議長（小池幸照君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

先ほど来、説明しておりますように、国、それから社会保険等からの交付金、それから市の持ち出し分、これはルール化されておまして、これ以外はやっぱり医療費の総額を国保税で割り戻して、これで賄うというのが今の仕組みですので、その仕組み上から言いますと、先ほど、もう一遍申しますが、350,000千円というのは今から具体的に検討をしてみります、現実的にですね。しかし、それ以上の累積分については、やはり国保税の方に転嫁せざるを得ないと、こういうふうに思っております。

○議長（小池幸照君）

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。ただいまの案には反対をしたいと思います。

払わなくてはいけないことはわかっている。しかし、払う金がない。国保証をもらっていない。病院に行こうと思ってもなかなか行けない。年をとれば、病院も我慢しとつというような声がたくさん聞かれます。また、今回の状況を聞いて、また上がつとねと、もう死ぬしかなかたいという本当にせっぱ詰まった声がかかっています。

私は昨年、1万世帯に市民アンケートを配り、回答を寄せていただいた分、集約をしました。その結果、38.7%の方が国保税の引き下げをという要求です。ちなみに49.4%が介護保険料利用料の引き下げということになっています。

さて、18年度末で350,000千円の累計赤字、また、既に19年度にも150,000千円の単年度の赤字が見込まれているということはわかります。しかし、今の鹿島市民の経済状況、いろんな生活状況を見る中で、例えば、所得の20%以上もの国保税を払うということになりますと、それこそ大変な事態が起きてくることは目に見えています。これまで9年、1回も上げてこなかった、県内でも一番安かったとおっしゃいましたが、しかし、それぞれの経済状況もあります。市民の人は、そういう県内では一番安かったかもわかりませんが、高過ぎるという実感を持っているんです。払わなくてはいけないと思っても、払えない実情があるんです。今回、値上げが決まれば、ますます滞納者もふえるでしょう。このことは赤字解消と言いながら、赤字はさらにふえると思います。

私はこれまでも一般財源を利用してでも払いやすい国保税にと、何度も何度も提案をしてきました。今、赤字分を市民にすべてかぶせるのではなく、国や県に対しての要求など取り組む、また、同和予算などむだな金を削って財源をつくり出す、各種積立金、目的の積立金はわかりますが、そういうのを見直すなどして、一般財源からの繰り入れをすることを私は提案したいと思います。

さらに、国保税の滞納が続いていけば、資格証明書の発行です。これは市民の命を奪いかねない大変な問題です。国の義務づけだとはいえ、資格証明書の発行をやめることを私は提案しますし、既に全国的には多くの自治体で状況に合った取り組みをやっています。特に、きょうもまた収納率を上げるために発行を続けるという答弁が出ておりますが、私は許せません。今、国保税の滞納を減らし、収納率を上げる手だては一つです。それは払いやすい国保税に変えることだと私は思います。

3月3日、日本共産党は国保証取り上げ中止を、高過ぎる保険料を下げよという緊急提言をいたしました。まず、生活困窮者からの国保証取り上げを中止する。2、国が責任を果たし、支払い能力に見合った国保税に引き下げる。3、市町村の一般財源の繰り入れの増額、都道府県の財政支援、国保税軽減、減免制度拡充に向けた自治体の独自努力を。4、使用者の違法行為を正し、資格と権利のある労働者はすべて被用者保険へという四つの中心的なポイントを出して、具体的に提言をいたしております。今、この提言に対して全国でも大きな

波紋を呼んで取り組みが始まったところです。鹿島市でもぜひ受けとめていただいて、一緒に払いやすい国保税に変えるために努力をしていただくことをお願いいたしまして、反対の討論にしたいと思います。

**○議長（小池幸照君）**

17番中島邦保君。

**○17番（中島邦保君）**

私は議案第26号に賛成の立場で討論をさせていただきます。

御承知のとおり、国民健康保険は、市民の健康を守る最も基礎的な社会保障制度として、市民の皆様幅広く、深く浸透している制度であります。今日、国民健康保険の運営状況は高齢化率の上昇や高度医療の普及などにより、医療費の増嵩が続いております。特に国保の被保険者は他の医療保険に属さない人すべてを被保険者としているため、ほかの医療保険に比べ、医療サービスをより多く必要とする高齢者の割合が著しく高くなっており、県内各市の国保も厳しい財政状況となっております。

鹿島市の国保会計の財務状況も、平成15年度から赤字が続いて、国保基金も平成16年度に底をつき、平成18年度の決算見通しでは350,000千円程度の累積赤字が見込まれるところであります。このまま現在の税率を据え置きますと、19年度以後毎年度、2億円程度の赤字は累増する見通しであります。国保会計の財源構成は、国民健康保険法を初めとする国の法律で規定されており、鹿島市が単独でこの財源構成を変えることはできない仕組みとなっております。したがって、医療給付費に見合った保険税が確保できなければ、鹿島市の国民健康保険の運営が大変厳しい状態に追い込まれることとなります。このことは冒頭申し上げましたように、市民の健康保持にも影響を及ぼすことにもなりますし、市内の医療機関の経営にも影響を及ぼすこととなります。今、市民の皆様健康を守る国民健康保険の危機が目の前に示されているのです。この危機を直視せず、先送りし、また、先送り、すなわちできるだけ後の人たちに赤字分を負担させるという手法が市民の皆様の共感を得ることができるのか、私は甚だ疑問に思うものであります。

私は市民の皆様が病気やけがをしたときには安心して治療が受けられるように、国保の健全な運営が必要と考えますし、医療費の給付に見合った保険税の改定には必ずや市民の皆様の理解が得られるものと思います。また、今回示された改正案は市民生活や市内産業の景況に配慮し、急激な負担増を緩和する措置をとった改定率になっておりますことなどを勘案いたしまして、私は議案第26号に賛成するものであります。

**○議長（小池幸照君）**

16番谷口良隆君。

**○16番（谷口良隆君）**

私は議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について反対の討論

をいたします。

同特別委員会は、提案理由にあるように、さかのぼること3年前の平成15年度から赤字に陥り、時に数千万円保有していた保留基金を取り崩して収支の均衡を図ってきたことが説明されております。国民健康保険特別会計は、当然のことながら独立採算の会計でありますから、歳出に見合う収入を確保することは当然のことで、今回の提案は計数的には理にかなった調整を行われた上で改正案がまとめられた印象は認めます。しかし、過去保留してきた基金は、平成16年度決算では1,370千円にまで落ち込み、17年度、18年度は逆に189,000千円、354,000千円へと累積赤字が増大する経過をたどっており、何ゆえこの間、そうした実情を議会に諮ることもなく、今日まで対策を講じてこられなかったのか。もとより赤字基調を生み出した原因の一つに、平成14年度に地方税法の改正が行われた際、相当額の歳入不足を来すことが予測されていたにもかかわらず、無策のまま基金に頼ってきた姿勢が問われますとともに、介護サービスの需要拡大、医療費高騰など、本特別会計が危機的状況に陥ることは容易に推測できていたものだと考えます。

昨年は市長選が行われた年で、政治的意図が働いていたのではないかという邪推さえ耳にするところでもあります。また、議会の反発を察知され、桑原市長は、過日の全員協議会で、計数的には約27%の大幅引き上げが必要だが、3年間の激変緩和措置を取り入れるとともに、累積した354,000千円余の赤字は全額、または一部か、これは定かではございませんが、一般会計で補てんする旨の意向が示されております。議案の否決を回避させるための妥協案だと考えますが、これも場当たりの拙速な政策判断だと言わざるを得ません。激変緩和措置はその期間をどの程度とするのか、まだ議論が熟しているとは言えない状況にありますし、重要なのは累積させた赤字を一般会計につけ回すということが国保被保険者以外の約5割の市民に受け入れられるかどうか、市長もただいまほど述べられているように、問題が残っております。もとより国民健康保険財政は社会保険などとは財政構造が違って、一定の行政措置を講じる必要性は、私も常々考えているところではございますが、事実上、この間の無策によって生じてしまった土壇場のつけ回しには大いに疑問が残るところであり、市民に対して説明責任を果たすことこそが、今なすべき第一義の行動であり、その上で市民並びに本市議会が納得できる措置が講じられなければならないわけであります。

以上の理由から本議案に対する反対討論といたしますが、この際、本件の扱いについて執行部に最後の提言をさせていただきたいと思っております。

本議案が採決に付される直前にございますが、本議案を一たん撤回をされて、市民に対して国保財政が今日至った説明責任を十分果たしていただいた上で、被保険者にとってなお不満が残るにしても、やむなしというコンセンサスの得られる改正案を再度練り直し、議会へ改めて提案手続をとられることをお勧め申し上げまして、私の討論といたします。

○議長（小池幸照君）

7 番中村雄一郎君。

○7 番（中村雄一郎君）

私は議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

市長は、今3月議会の演告において、平成15年より3年連続の赤字で、その累積額は354,000千円になっている。赤字の原因は平成14年の地方税法の改正、介護保険制度の普及とサービス基盤の拡充に伴う介護納付額の増、高齢化による医療費の増加によって、この3年間で354,000千円の赤字になっていたというような説明をされました。

そのような中で、基金も取り崩した中、国保会計の安定的な運営を図るために、今回提案をされたわけですけれども、もし、今回のこの改正をやらない場合には、現在の制度自体の抜本的な見直し、あるいは義務経費の削減、医療機関への過剰診療の抑制を求めるなど、この制度そのものが非常にきついものになっている関係上、現在の鹿島市における国民健康保険条例に関しては、値上げはやむなしという判断をいたしております。

先ほど反対討論の理由として、市民の生活が苦しいことを指摘されました。確かにそれは当たっていると思います。現在、非常に厳しい中で市民の方々は日々の生活を営んでおられますので、ここで保険税が上がることは、その家計自体に大きな波紋を投げかけることは事実だと考えております。しかし、今回、値上げをしなければ、年間に2億円の赤字を出し続けた場合には、国保会計そのものが破綻をしてしまう可能性もございます。過去に松尾議員は基金の取り崩しをして国保税を下げようというような指摘をされた時期もありました。今回はほかの基金を取り崩してもというような指摘をされておりますが、このことに関しては、やはり全体を見ていく必要性があるかと思えます。国保のことだけを見れば、全体の鹿島市の財政運営の中ですべてが破綻をしていくような気がいたしてなりません。また、先ほど谷口議員は延ばすことを提案されました。今回の問題が拙速だという提案をされておりますけれども、そのことに関しても、やはり上げざるを得ないんじゃないかというような判断をしております。ただ、このことは議会側もその状況がわかっている中で、積極的にこの問題に対処をしてこなかったことを反省すべきではないかと思えます。

今回の提案の中で、市長は全員協議会、あるいは委員協議会等の意見を受けて、27.9%の改定が必要な中で、累積分の354,000千円の赤字は今回は触らない、一般会計の繰り入れを検討するという答弁をなさっておられます。また、単年度収支均衡を図るために、一遍での値上げではなくて、3年間の段階的な値上げという二つの案を提案されたわけです。このことは大いに評価をしたいと思えます。

ただ最後に、国の制度改正に関しては、国保財政が全国的に非常に厳しい中でこのまま行った場合には、住民の皆さん、国民の皆さんに大きな負担がかかってくるということで、国、県への税の改正を含めた働きかけはお願いをしたいと思えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第26号 鹿島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

出席議員18名中10名の賛成でございますので、起立多数により可決いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 3 時 23 分 休憩

午後 3 時 34 分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

#### 日程第12 議案第27号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議案第27号 鹿島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

議案第27号 鹿島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例につきまして、御説明を申し上げます。

議案書（その2）の5ページ、6ページをごらんいただきたいと思います。それから、議案説明資料（その2）の5ページです。ここに新旧対照表をお示しいたしておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、結核予防法の廃止に伴いまして、現行条例の第1条中の「及び結核予防法（昭和26年法律第96号）」の部分を削り、条文の整理を行うものであります。なお、改正条例の施行は19年の4月1日からということでお願いをいたしております。

よろしく願いをいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 鹿島市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

### 日程第13 議案第28号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 議案第28号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第28号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）について説明をいたしたいと思っております。議案書は（その2）でございます。

7ページをお願いいたします。説明の方は、別紙の鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）をお願いいたします。

先日、議案第16号の補正予算におきまして、3件の事業に繰越明許をお願いいたしました。その後、不足の事項により補正の必要が生じまして、ここにお願いをするものです。

予算書の1ページをお願いします。第1条 繰越明許費の追加は、第1表のとおりといたしまして、2ページの方をお願いいたします。祐徳汚水幹線管渠築造工事におきまして、推進管に転石によりまして外圧が加わりました。亀裂が生じたため、その修復と推進速度のスロー化によりまして、年度内完了の見込みができなくなりました。ここで、事業費22,200千円の繰越明許費の補正をお願いするものでございます。きょう現在、推進は無事到達いたしまして、マンホールの仕上げ工事となっております。

以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



**○議長（小池幸照君）**

討論を終わります。

採決します。議案第28号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（小池幸照君）**

起立全員であります。よって、議案第28号は提案のとおり可決されました。

**日程第14 議案第29号**

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第14. 議案第29号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

**○保険健康課長（岩田輝寛君）**

議案第29号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、予算書の方で説明をさせていただきます。

今回の補正は、先ほど議案第26号で国民健康保険税の一部改正条例を採択いただきました。その関係で補正をお願いするものでございます。説明書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

今回の補正では、予算の総額には変更はございません。歳入で、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税、これを85,000千円増額をいたしまして、補正後の額を874,800千円というふうにしております。その内訳は、節に掲げておるとおりでございます。また、2目. 退職被保険者等国民健康保険税、これを24,000千円増額補正をいたしまして、補正後の額を201,750千円というふうにしております。これも同じく、節の方で内訳をお示しいたしております。

続きまして、5ページの3款2項1目の財政調整交付金、この分を減額いたしております。109,000千円の減額補正をいたしまして、補正後の額を451,733千円というふうにしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いをいたします。

**○議長（小池幸照君）**

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第29号 平成19年度鹿島市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

着席ください。起立多数であります。よって、議案第29号は提案のとおり可決されました。

日程第15 ダム対策特別委員会の報告

○議長（小池幸照君）

次に、日程第15. ダム対策特別委員会の報告についてであります。

ダム対策特別委員会に付託されている中木庭ダム関連施設の建設及び中木庭ダム周辺の整備、湖面、湖水の利用に関する諸問題の調査研究の件について、同委員会から報告を行いたいとの申し出がありますので、この際、報告を許可します。ダム対策特別委員長中島邦保君。

○ダム対策特別委員長（中島邦保君）

それでは、ダム対策特別委員会の報告をいたします。

中木庭ダムは、昭和51年に予備調査が実施されてから、30年の歳月を経て、このたびダム本体工事が完成いたしました。平成18年10月3日から試験湛水が開始され、順調に行けば6月には試験湛水が完了し、本格的運用になります。これをもって30年に及ぶ本市の一大プロジェクトも完了するわけですが、350億円という巨額の費用を投じた中木庭ダムが市民の暮らしに大いに寄与することを切に願うものであります。

さて、近年、自然環境やレクリエーションなどに対する要望が高まる中で、ダム湖や周辺地域は、水と緑のオープンスペースとして、その利活用の推進や自然環境の保全などを図ることにより、地域の活性化に重要な役割を果たすことが期待されております。ダム対策特別委員会では、平成15年6月からダム周辺の整備、湖面及びその周辺の利活用方法について調査、研究を重ねてきました。

先例地視察では、主に周辺整備とその利活用状況について調査をしてきましたが、ほとんどのダムがまちの中心部から離れた場所にあるために、交通量が少なく観光ルートから外れており、花の開花時期やイベント開催時には集客があるものの、観光資源として十分生かされていないのが現状でありました。

その中で、宮崎県日南市に県営日南ダムがありますが、隣接する道の駅「酒谷」では、積極的なイベントの開催や地元でとれる食材を生かした特色ある商品の開発など、酒谷地区住民の惜しみない努力で年間の売り上げが160,000千円で、黒字経営をされておりました。ここは日南市と都城市を結ぶ国道222号に面しておりますが、国道444号とほぼ同様な交通量で

あります。

国道444号の交通量はといいますと、平成17年10月の調査では、平日平均12時間交通量（本城集会所前）が1,964台で、平谷・黒木トンネルが開通した平成11年の調査と比較した場合、580台の増加になっております。これは、トンネルの開通により、交通の利便性が高まったことが増加した主な要因だと思われます。しかし、集客を見込むには、まだ十分な交通量とは言えない状況にあります。

このようなことから、ダム周辺の豊かな水辺と緑を生かして、特色を生かすハード整備、ソフト対策を計画し、水を軸とした地域間交流として、地場産業の振興、自然文化の保存に取り組む必要があります。

そのためには、次の4点について提言をします。

第1点目として、交流拠点としての整備であります。

周辺整備に当たっては、桜、アジサイ、サルスベリ、もみじ、サザンカなど、1年間を通じて花や紅葉が楽しめるような樹種を配置して、市民の目を楽しませる工夫や水辺へのアクセス路、イベントスペースなど、湖面・湖畔レクリエーションができる空間を確保し、憩いの場として地域コミュニティ形成の場として、多くの市民の方に親しまれ、利用されるような魅力あるダムづくりに取り組んでいただきたいと思います。

また、丸木庭広場には、トイレ、駐車場、農産物加工所や販売所などの計画がなされておりますが、集客を図るには、年間を通じての多種多様なイベント開催や官民一体となつての地場産業の発掘や水を生かした商品の開発など、そこに行かないと見られない、味わえない、手に入らない、能古見ブランドを構築し、リピーターの確保を図ることです。

2点目が情報の発信であります。

国土交通省や道路技術センターのホームページで全国の道の駅情報が掲載されております。地域の特産品、イベント、観光名所などのあらゆる情報を得ることができます。中木庭ダム、さらには鹿島市をPRするためには、丸木庭広場を中心として「道の駅」の登録をぜひ行っていただきたいと思います。

3点目が地域の資源活用であります。

本城・中木庭には豊かな自然環境があります。地域の古老や名人、達人と呼ばれる人の協力を得て、間伐体験、炭焼き体験、山菜・キノコ狩り、あるいは溪流体験、川釣り体験、さらには田植えや稲刈りを学習できる田んぼの教室、水をテーマとした環境学習など豊かな自然資源に付加価値をつけて、グリーンツーリズムの推進による自然体験交流型観光の充実を図っていただきたいと思います。このほかにも、我々がまだ気づいていない地域の地理、歴史、文化などの資源を掘り起こすことで、みずからの地域の資源を知り、それをうまく活性化に結びつけていくことができればと思います。地道な作業ですが、取り組んでいただきたいと思います。

4点目が人材の育成とその受け皿であります。

このような事業を具現化していくには、人材の育成と受け皿が必要不可欠であります。行政がどんな立派な施設をつくっても、それを動かすオペレーターがいなければ、前進することができません。行政と住民が一体となって取り組まなければ、地域の活性化はあり得ません。郷土に対する愛情と地域づくりに意欲を持った人材の育成・確保と、住民が自主的に継続的に参加できるような体制づくりが、地域を活性化させる上で最も重要な要素であります。

以上、4点について申し上げましたが、地域を活性化させることは、そうたやすいことではありません。10年後、20年後の鹿島市全体のまちづくり像を念頭に置き、地域住民と十分な議論を尽くし、お互いに知恵を出し合いながら、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後になりますが、ダムが完成し、来訪者が多くなりますと、不法投棄や空き缶のポイ捨て、あるいはローリング族と呼ばれる暴走行為もふえることが予想されますので、パトロールによる監視と取り締まりの強化をお願いして、ダム対策特別委員会の報告を終わります。

ダム対策特別委員会委員長・中島邦保、副委員長・橋爪敏、伊東茂、橋川宏彰、森田峰敏、北原慎也、井手常道、谷口良隆、谷川清太。

以上で終わります。

**○議長（小池幸照君）**

ただいまの報告について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小池幸照君）**

質疑はないようですから、以上でダム対策特別委員会の報告を終わります。

#### 日程第16 交通体系等特別委員会の報告

**○議長（小池幸照君）**

次に、日程第16. 交通体系等特別委員会の報告についてであります。交通体系等特別委員会に付託されているJR長崎本線、国道207号の整備、有明海沿岸道路、多良岳地区広域農道等の建設及び活用に関する諸問題の調査研究について、同委員会から報告を行いたいと申し出がありましたので、この際、報告を許可します。交通体系等特別委員長寺山富子君。

**○交通体系等特別委員長（寺山富子君）**

交通体系等特別委員会の報告をいたします。

本委員会は、平成15年6月に設置されて以来、当面する本市の交通問題である長崎新幹線建設計画に伴うJR長崎本線存続問題、国道207号バイパス問題、有明海沿岸道路整備区間の問題、広域営農団地農道整備問題に絞って調査研究を進めてきました。

4年間、先例地の視察や研修等を行ってきました。

平成17年6月議会で中間報告をしておりますので、その後についての報告をいたします。

1点目、JR長崎本線存続の問題についてでございます。

平成17年5月に、お互いの立場を理解し、尊重し、平成17年8月までに結論を出すと確認がなされ、県と期成会の協議が再開されました。鹿島、太良、江北においては、それぞれ住民説明会を開催し、8月30日佐賀県へ、期成会、各市町の結論「経営分離に不同意」ということで報告がなされました。9月28日、経営分離と切り離れた地域振興策の協議はする、個別の協議はしない等6項目の確認事項を期成会は望み、知事はそれを了解したため協議が再開されます。平成17年12月、このような中、平成18年度予算も10億円計上なされました。

平成18年5月、交通体系等特別委員会は、鹿児島県阿久根市、薩摩川内市、甘木鉄道を視察しました。

鹿児島県阿久根市についてでございます。阿久根市の視察は3回目となります。阿久根市は、新幹線建設をめぐり、JRからの並行在来線の経営分離を余儀なくされ、第三セクターでおれんじ鉄道を運行することになったことなど、鹿島市の置かれている現状と重なるところが多く、今回は新幹線開通後の影響について、議会の産業厚生委員会正副委員長、商工会議所の方々と懇談会形式で行いました。

肥薩おれんじ鉄道は、鹿児島県川内市から熊本県八代市までの106.9キロメートル、総人員は104名、うちJR出向社員が90名、その他出向社員が4名であり、この出向94名の賃金の90%を10年間JRが負担されるとの説明がありました。

例えば、鹿島から諫早間、これは第三セクター区間となるところで予定されているところですが、48.5キロメートルあります。人員は19名の計画がなされています。距離で単純に計算をしたら、47名の人員が必要となる計算です。松浦鉄道の例では、52名が必要となる計算になります。半分以上の人員で安全な運営ができるのか大きな疑問があります。乗客数、収入状況については、開業から10年間は黒字を見込み、第三セクターおれんじ鉄道をスタートしたが、開業年の4月、5月で収入は基本計画見込み額の80%を切り、6月は基本計画見込み額の60%代となった。平成17年度は全体の前年度比90.4%で、約1割減となり、赤字経営が続いているとの説明がありました。

商店街は空き店舗が多く、全体的に活気がありませんでした。商工会議所の役員の方も、郊外の大型店ができた影響もあるので、直接的な要因ではないが、特急の停車駅でなくなったことは大きい。周辺からの流入はほとんどないということでした。商工会議所の方からは「あの時点で合意してよかったのかと反省をしている。道路をつくるだけでは解決しない」、「おれんじ鉄道は10年間大丈夫だと言っていたが、既に赤字である。このまま10年後も赤字が続けば、両県並びに沿線自治体がいつまで補てんをしてくれるかわからない。いつかは廃線になるのではないかと心配をしている」、「鹿島市の市長さんや議員の皆さんは立派です。おれんじ鉄道の一両電車を見ていると、まさにローカルになったなと思う。禍根を残さないように頑張ってもらいたい。国や県のやり方に負けないように頑張ってください」というエールをいただきました。

県やJRに対する不満は多く、さらに、「見返りだけのオーケーではだめだ」とも言われました。昨年4月の鹿島市長選において、桑原市長が当選したことについて、「自分たちはあの時点で「新幹線は要らない」と終始一貫して言っていればよかったと悔やんでいる」ということでもありました。

次に、薩摩川内市について報告をいたします。薩摩川内市は、平成16年10月に1市4町4村で合併を行い、人口は10万3,000人、川内駅は新幹線停車駅であることから、阿久根市とは状況は異なっていますが、鹿児島との時間距離が短くなったことで、さまざまな影響が出てきているようです。

新幹線停車駅の効果としては、分譲マンションの建設、市街地の整備がある。新幹線開業当初は、観光客は増加したが、その後は横ばいから減少の傾向にある。宿泊客が大きく伸びているのは全国チェーンのビジネスホテルであった。買い物客の流出などがあることも言われておりました。薩摩川内市議会の中には、おれんじ鉄道開業前から出資に反対する意見があり、現在もあるとのこと。薩摩川内市の議長は、新幹線は県民の悲願であったので、着工になるまでは並行在来線の話には触れなかった。着工後に、おれんじ鉄道が三セクとして成り立つ方法を議論したということでした。おれんじ鉄道の今後については、薩摩川内市としては、廃線になったらバス路線で代替えできるが、阿久根市のことを考えれば残さなければいけないが、災害に遭って鉄橋が流されたら再建できないだろうという発言もあり、大いに気になりました。

次に、甘木鉄道についてでございます。甘木鉄道では、三セク鉄道の経営状況について研修しました。国鉄が昭和61年3月で甘木線を廃止したことから、それを引き継ぎ、同年4月に第三セクターとして営業を開始し、ことしで開業20年ということでした。収支実績は、16年度黒字、17年度赤字、過去にも8カ年は赤字であり、これまでも大変厳しい経営をされてきました。路線距離が13.7キロメートル、職員数34名、沿線人口15万人、停車駅12駅、経営が良好と言われてきた甘木鉄道でも、低賃金、少人数での運行を強いられており、災害や事故があれば、会社の存続ができないぎりぎりの状況での経営であるとのことでした。車両の入れかえ、鉄道の保守、原油の高騰、少子化などの影響で今後の経営は極めて厳しく、合わせて優秀な人材が来ないという現状もあるそうです。佐賀県の提案のように45キロメートルの距離を19名の要員で運行するのは不可能であり、人件費見積もりが過小過ぎるのは明らかであります。

次に、委員長辞任についてでございます。平成18年6月23日、議長あてに委員長辞任届が提出をされました。本委員会として、6月26日委員会を開催し、協議を行い、申し出のとおり委員長の辞任を許可いたしました。新委員長に寺山富子議員、副委員長に福井正議員が選任をされました。

次が、交通体系等特別委員会、視察研修報告会の開催について報告をいたします。交通体

系等特別委員会が、今回の行政視察を通じ知り得た情報を一人でも多くの市民の方にお知らせをし、鹿島市が今後どのような道を選択するのか、子や孫のために、我が鹿島市を守るためのまちづくりの施策の方向を一緒に考えていこうという趣旨で、報告会を実施いたしました。主催は交通体系等特別委員会、後援に鹿島市、平成18年10月13日夜7時半から9時半までの2時間、エイブルの3階研修室にて開催をいたし、約110名の市民の方の参加をいただきました。全委員がそれぞれ報告をした後、参加者より質疑を受けました。時間が不足するぐらいに白熱する場面もあり、有意義な報告会となったと思っています。

次が、有明海沿岸道路についてでございます。平成18年1月24日、沿岸道路の期成会が1月20日に開かれ、その内容を担当課より説明を受けました。

これまでの経緯として、計画区間とし大牟田市から鹿島市、これは平成6年12月に採択、調査区間として諸富町から佐賀市、これは平成8年8月、佐賀市から鹿島市、平成9年9月に採択されています。整備区間、諸富町から福富町、平成12年12月、福富町から鹿島市、平成17年3月、着工区間として佐賀市嘉瀬南から福富、これは平成19年2月14日から平成35年3月までの着工区間となっています。

今後の要望として、福富から鹿島市、これを着工区間へ要望をしているということです。鹿島市から諫早市、候補路線指定の要望をしています。鹿島市から武雄市、佐賀県南西自動車道計画の実現の要望をやっているという状況です。あくまでも沿岸道路の早期開通が目標であるので、早期整備をお願いしたいと九州地方整備局までの要望活動を予定されているということでした。

平成17年3月に調整区間が整備区間までに格上げになった。その節は佐賀県議団、有明海沿岸道路促進県議団も一緒に国土交通省まで要望活動に行ってもらったとの説明がありました。

経営分離を前提とする県の振興策の沿岸道路、武雄～鹿島間の準規格の高速道路等提示されているが、情報は何か入っているかという質問があったのに対し、新幹線絡みの振興策に関しての情報は、特に入ってきていないとの答弁がなされました。

地域高規格道路についてですが、佐賀県内の有明海沿岸道路については、具体的なものがなく、県の交通課に聞いても余り詳しい情報は得られませんかとの説明がありました。

国道498号につきましては、原道の拡幅等の事業で南西自動車道と言われる準高速、地域高規格道路の整備であります。県が言う武雄～鹿島線は現実的にはまだ何もないという説明があり、現状の計画で県が話をできることについては、資料として収集してほしいとの委員会よりの要望が出ました。

広域農道についてです。平成16年度採択され、平成22年度完工予定であります。ほぼ予定どおり進んでおり、現在の進捗状況は事業費ベースで3割程度であるという説明でした。

207号4車線片側2車線について。この工事はJA竜王支所近くの室島交差点までの事業

で、平成22年度完工予定ということです。

最後になります、長崎本線存続期成会は鹿島市と江北町の1市1町となりました。平成17年3月の参議院国土交通委員会において、整備新幹線の新たな区間着工というところで沿線自治体の同意を得た上で、工事実施計画の認可を行い、着工することが基本であると。つまり、1市でも同意がなければ着工できないという国土交通大臣の答弁がなされた。平成19年2月28日の衆議院予算委員会において、上記の方針は変わっていないかという内容の質問に対し、冬柴国務大臣はそのとおりであるとの答弁がなされております。長崎本線存続について、鹿島市は経営分離に同意をしないという結論を出しています。鹿島市議会では、過去3回、長崎本線が経営分離されることに反対する存続の意見書を採択しています。平成18年6月議会においても同意書を採択いたしました。

今後とも市民の皆様方の御理解と御協力のもと、唯一の高速交通機関であるJR長崎本線を存続していくため、後世に悔いを残さないよう取り組みを進めてまいります。

平成19年3月27日。交通体系等特別委員会委員長・寺山富子、副委員長・福井正、委員・徳村博紀、水頭喜弘、山口瑞枝、中村雄一郎、岩吉泰彦、青木幸平、吉田正明、松尾征子。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの報告についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑はないようですから、以上で交通体系等特別委員会の報告を終わります。

#### 日程第17 意見書第1号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第17. 意見書第1号 日豪EPA交渉に関する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。7番議員中村雄一郎君。

○7番（中村雄一郎君）

---

意見書第1号

#### 日豪EPA交渉に関する意見書（案）

わが国政府は、日豪両国政府の共同研究最終報告書が取りまとめられたことを受け、昨年12月12日の首脳会談で日豪EPA交渉の開始に合意した。

わが国の豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの品目が含まれているのが実態である。このため、豪州との交渉では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その



取り扱い如何によっては、わが国農業・農村に壊滅的な打撃を与えるだけではなく、関連産業等に対しても影響を及ぼし、地域経済をも崩壊させる懸念がある。

このような状況の中、衆参農林水産委員会においては、日豪EPAの交渉にあたって、政府に対して毅然とした対応を求める趣旨の決議が採択された。

こうした状況をふまえ、政府においては、豪州との交渉にあたり、下記の事項が確保されるよう断固とした対応を強く要望する。

## 記

### (1)重要品目に対する例外措置の確保

わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け、生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の向上どころかわが国農業を崩壊させることにもつながるものであることから、交渉においてこれらの品目を除外するなどの例外措置を確保すること。

### (2)WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保

これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰すこととなる。また、米国やカナダを含むその他の国々からも同様の措置を求められることにつながりかねないことから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な内容が確保されるよう交渉すること。

### (3)交渉如何によっては交渉を中断するなど厳しい判断を持って交渉に臨むこと

豪州とのEPA交渉にあたっては期限を定めず、粘り強く交渉するとともに、豪州側がわが国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月27日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 安倍 晋 三 様  
内閣官房長官 塩 崎 恭 久 様  
外務大臣 麻 生 太 郎 様  
財務大臣 尾 身 幸 次 様

農林水産大臣 松 岡 利 勝 様

経済産業大臣 甘 利 明 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成19年 3 月27日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 雄一郎
〃	〃	寺 山 富 子
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	岩 吉 泰 彦
〃	〃	青 木 幸 平
〃	〃	中 島 邦 保

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

---

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第1号 日豪EPA交渉に関する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第1号は提案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

午後 4 時20分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

会議録署名議員 9番 森田峰敏

同 上 10番 北原慎也

同 上 11番 寺山富子